

第一百十八回

午前十時開會

六月二十五日

野村 五男君

補欠選任

石井 一二君
狩野 明男君
下稻葉耕吉君
仲川 幸男君

委員長の異動

六月二十六日柳川覺治君委員長辭任につき、その補欠として下稻葉耕吉君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長 柳川 覺治君
委員長 下稻葉耕吉君
理事

委員

柳川	覺治君	下稻葉耕吉君	石井	道子君	石井	智治君	田沢	照美君	粕谷	正君	小林	正和君	山本	裕君	井上	一二君	石井	明男君	狩野	和彦君	木宮	政隆君	世耕	五男君	野村	長栄君	会田	西岡瑠璃子君	錫子君
----	-----	--------	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	--------	-----

國務大臣
文部大臣
保利 耕輔君
政府委員

文部大臣官房長	國分 正明君
文部大臣官房総務審議官	佐藤 次郎君
文部省生涯学習局長	横瀬 庄次君
文部省初等中等教育局長	菱村 幸彦君
文部省体育局長	前畑 安宏君
事務局側 常任委員会専門員	菊池 守君

- 本日の會議に付した案件
- 生涯學習の振興のための施策の推進体制等の整備に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 高校四十人學級の早期実現と私學助成の大幅増額に關する請願(第四七号外三件)
- 私學助成の大幅増額、高校四十人學級の早期実現等に關する請願(第五二号外四件)
- 高校四十人學級の早期実現、私學助成の大幅増額等に關する請願(第五七号外九件)
- 四十人・三十五人學級實現、障害児教育の充実に關する請願(第八一号外一件)
- 私學助成の増額に關する請願(第八六号外一件)
- 私學助成の大幅増額に關する請願(第八七号外七件)
- 四十人學級の早期實現と私學助成の大幅増額に關する請願(第八八号外八件)
- 公・私立の高等学校の四十人學級實現と私學助成の大幅増額に關する請願(第八九号)

- 高等学校までの四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願（第九五号外一件）
- 教科書の無償制度の継続等に関する請願（第一一一号外一件）
- 教育条件改善に関する請願（第一二三号）
- 生徒急減期に即応した高校四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願（第一一五号外一件）
- 三十五人学級の実現と私学助成の大幅増額に関する請願（第一二六号外一件）
- 小・中学校四十人学級早期完全実施と三十五人学級移行等に関する請願（第一三〇号）
- 行き届いた教育実現に関する請願（第一三七号外一件）
- 私学助成の大幅増額と高校三十五人以下学級の早期実現等に関する請願（第一三八号外六件）
- 私学助成に関する請願（第一三九号外一件）
- 文教予算の抜本的拡充、大学院生の経済負担の軽減等に関する請願（第一五四号外二件）
- 過疎地域私立高等学校に対する特別補助の継続及び充実に関する請願（第二一一号）
- 義務教育費国庫負担制度の堅持、教職員定数改善計画の計画完成年度完結に関する請願（第二一二号）
- 私学助成の充実に関する請願（第二二三号）
- 小・中・高等学校三十五人以下学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充に関する請願（第二八八号外二件）
- 高校三十五人学級の実現と私学助成の大幅増額に関する請願（第二九八号）
- 行き届いた高校・障害児教育の保障に関する請願（第五〇一号）
- 高等学校の学級編制基準の改善に関する請願（第二二四五号外一件）
- 私学助成の拡充強化に関する請願（第二二四六号外二件）

- 新学習指導要領白紙撤回に関する請願（第一四五九号）
- 国立西が丘競技場一般利用施設廃止計画反対に関する請願（第二五一二号外三件）
- 公立学校女子事務職員に対する育児休業制度の適用に関する請願（第二五二二号外七件）
- 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願（第一六〇五号外二四件）
- 学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現に関する請願（第二六一二号外九件）
- 学校図書館教育の充実・発展に関する請願（第一六九一号外五件）
- 在日韓国・朝鮮人の民族教育の権利等に関する請願（第一九二〇号外五一件）
- 研究・教育予算・教職員定員的大幅増、大学・高等専門学校・大学共同利用機関の民主的充実に関する請願（第二二一号）
- 継続審査要求に関する件
- 継続調査要求に関する件
- 委員派遣に関する件
- 理事の辞任及び補欠選任の件
- 委員長（柳川覺治君）　ただいまから文教委員会を開会いたします。
- 委員の異動について御報告いたします。
- 昨二十五日、森山眞弓君が委員を辞任され、その補欠として野村五男君が選任されました。
- 委員長（柳川覺治君）　生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案を議題とし、質疑を行います。
- 質疑のある方は順次御発言を願います。
- 粕谷照美君　本法律案は、先週の木曜日、そしてきのうの参考人、そしてきょうという審議の状況になっておりますが、私は、審議をしていけば

いくほど、皆さんの質問を伺えば伺うほど、やっぱりこの法律には大変な問題がある、まだまだ国民の中にはきちんとした納得がいかない部分がある、したがってもっと慎重に審議をしていくべきである、こういう考え方を持っているわけでありすが、日程も協議されたことでありますので、主題の中に入っていきます。

大臣の御出席なかったきの参考人の質疑討論の中で、川崎市の教育委員会の社会教育部社会教育主事、現場の方でございすけれども、北條参考人が大変いいことを言っているわけでした。「民間で行われる教育事業（カルチャーセンター等）と公的な社会教育は理論においても実際の行政においても、厳然と区別されていたものであり、その連携ならば各地で追求されてきたが、渾然一体となって生涯学習を行うことは現場に混乱をもたらすものである。また、営利との問題も派生してくる」、こういうことを言っているわけですね。私は、現場で長い間社会教育に当たってきた方のこの発言というのは非常に重いものだというように受けとめているということをやまず御理解いただきたいと思っております。

さて、その中で、民間活力の導入ということに関連をいたしまして、民間教育事業、教育の民間活力の導入、これは一体どういうことなのかという点に関連をいたしまして、民間教育振興協会についてお伺いをいたします。

まず、この団体、協会といいますが、これはどのような組織になっておりますでしょうか。

○政府委員（横瀬庄次君） 今お尋ねの民間教育振興協会でございますが、これは、民間の教育事業の水準の維持向上と自主的な規制を図るということとを主要な目的といたしまして、平成元年の四月に任意団体として発足いたしました。その会員は学習塾の関係者が五割を超えますけれども、その他四割強につきましては、書道あるいは手工芸といったようなおけいこごとの塾等によって構成されております。

この民間教育振興協会から去る四月の半ばに公

益法人としての設立の許可申請が出されているというので実態でございます。

○粕谷照美君 会長は中島元文部大臣でございすね。そして副会長が栄光セミナー塾長でございすね。学習塾の塾長さんが副会長になっておる、間違ひありませんか。

○政府委員（横瀬庄次君） 会長は、先生おっしゃいましたとおり中島衆議院議員でございます。それから副会長は、この申請書によりまして、栄光教育研究所の田中さんという方でございす。

○粕谷照美君 局長は五〇％学習塾だ、こう言われましてけれども、私の調べでは五〇％を上回って学習塾が参加をしているのではないかと、こういうふうに思います。まあ五〇％であろうと五十何％であろうと大したことありませんが、学習塾が入っている。通産省認可に全国学習塾協会というのがありますね、そこに入らない学習塾がこちらの方に入ってきているんだと思ひますけれども、この学習塾主体の民間教育振興協会を文部省が法人として認めようという考え方があつたのではないかと思ひますが、申請は上がっておりますけれども、あるんですね。

○政府委員（横瀬庄次君） この民間教育振興協会からの法人申請は、先ほど申しましたように四月の半ばに出されております。

現在その内容について、事業内容でありますとか、あるいは管理運営体制とか、あるいはこの事業の目的でありますとか、そういった事柄につきまして文部省内の関係各課におきまして慎重に検討しているというのが現段階でございます。

○粕谷照美君 学習塾を法人として文部省が認める、公認をするということは、学習塾の教育内容についても認める、こういうふうになりますでしょうか。

○政府委員（横瀬庄次君） 現在その公益法人の申請がございましたので、その点につきましてはいろいろとあらゆる面から検討しているところでございすますが、その中には学習塾の位置づけといひますか、そういうこと、あるいはおけいこごとの塾

と学習塾の違いとか、あるいは関連とか、そういうようなことも含めましてあらゆる面について慎重に検討しているところでございす。

○粕谷照美君 学習塾について検討しているのは何もこの四月に申請されてからじゃないでしやう。ずっと前からこの学習塾のことが問題になっていて、家庭教師の派遣なども含めて学校教育に与える影響などというのは非常に大きな社会的な課題になっていることは文部省は十分承知だと思ひますね。四月から五月、六月とも二カ月慎重に審議して、まだ結論が出ないというのは一体何ですか。私はそういうふうに思ひます。

ところで、この学習塾問題について前の石橋文部大臣は、これは教育の場において咲いたあだ花だとかいう何かロマンチックな表現をされておりましたけれども、文部大臣はこの学習塾というものをどのようにお考えでしょうか。

私は、初めて予算委員になったときに、文部省では、というよりも学習指導要領で、小学校の一年生に入るときにまあ一から十ぐらいまでの数がわかればよろしい、自分の名前が読めて自分の字が書ければよろしいというぐらゐの子供が学校に入ってきて、学校教育の中で字を覚えていくのか、数字を覚えていくのか、この辺どうでしょうという、こういう質問を今の総理であります海部文部大臣にいたしましたら、海部文部大臣は、公的にはそのとおりであります、しかし親になりますとそういうわけにはいきませんというような話をなさつたことを今でも忘れることはできないわけでありすが、学習塾についての文部大臣のお考えを伺ひます。

○国務大臣（保利耕輔君） 私自身実は学習塾に行つたことがありませんし、あるいは家庭教師というのについたということもないのですから、自分自身の経験ではよくわかりません。

しかし、一般に言われておりますように、親が子供をどういうふうに教育していくかというのは、親の教育権としてはこれは認められることだらうと思ひます。したがひまして、親御さんが自

分の子供さんを教育する場合に、学校の先生と連絡をとりながら、もし少しおくられているなどという場合には、特別に先生に来ていただくなりして勉強させるというところまでは私はあることだと思ひております。それがやや組織化されてきたものがどうも学習塾のような気がいたしてあります。

そういう位置づけで学習塾というのを考えておりますが、しかし私は、やはり学校教育というものは何のためにあるのかということとはきちんとしていかなければならないことだと思ひますし、とりわけ義務教育において基礎・基本をしっかりと教えるんだということをいつの場合でも申し上げている立場から申し上げれば、学校教育の中できちんとしてこの社会に生活していくための基礎・基本は習っていただくべきことである、こういうふうにお考えをしております。

○粕谷照美君 一月三十日に出されました「生涯学習の基盤整備について」の答申ですね、この答申を出すまでは随分いろいろな議論があつたと思ひるわけでございますけれども、中教審では学習塾の問題をどのように扱つておりましたですか。

○政府委員（佐藤次郎君） 中教審におきまして審議状況についてお答えをいたします。

中央教育審議会におきましては、「民間教育事業の支援の在り方」ということにつきまして文部大臣から審議事項として審議をお願いいたしましたわけでございますが、その際に民間教育事業についてどう考えたかということでございますが、いわゆるカルチャーセンターということを念頭に置いてこの「民間教育事業の支援の在り方」というのをまとめたわけでございます。その中にはいわゆる学習塾ということが含まれていないというふうには私は承知をいたしております。

○粕谷照美君 そうしますと、学習塾は中教審の中では考えていない、逆に言えば生涯学習の基盤整備に当たつて学習塾は中に入らない、こう理解してよろしうございすか。

○政府委員(佐藤次郎君) ただいま申し上げましたように、中教審の今回の「生涯学習基盤の整備について」につきましては、文部大臣が具体的な審議事項をお示しして審議をお願いしたところでございます。その中に「民間教育事業の支援の在り方」というものがございまして、そういう観点から中教審としてはこの問題を検討いたしたわけでございます。その中には学習塾というのを含まれている、こういうことでございます。

○粕谷照美君 そういたしますと、例えばもしもこれを文部省が法人として認める、認めたその法人が生涯学習のこの計画の中に入っていくということではないですね、今の御答弁で言えば、どうでしょう。

○政府委員(佐藤次郎君) これはあくまでも中教審の審議の状況につきまして事務局を担当している私といたしまして申し上げていることでございますので、中教審の審議の中では、学習塾の問題は、先ほど申し上げましたような「民間教育事業の支援の在り方」の審議の中ではそういう扱いにされていた、こういうことでございます。

○粕谷照美君 答申の中でそういうふうになったというところは明確になりましたから、私はそのことで納得をいたします。

この民間教育振興協会の主体が学習塾である、半数が学習塾である、私は半数以上だというふうに思っておりますが、この団体を既に文部省は認可しますという約束をしているんじゃないんですか。

○政府委員(横瀬庄次君) まず、学習塾関係者の割合でございますが、現在申請の段階で五六％でございます。

それで、今先生お話しのようなそういう公益法人化につきましては、文部省がそういう態度を表明したり決めたりというようなことはございませ

○粕谷照美君 そうしますと、五月二十四日、民間教育振興協会事務局長近藤正隆さんのお名前前で「設立記念パーティ延期のお知らせ」という文書

が会員各位に出されているわけでありまして。いろいろありますから短い部分だけ取り上げますけれども、「そこで今国会開会中の社団認可は、かなり困難な状態となつてまいりました。国会がうるさいから、多分まあこれは認可するわけにいかないだろうという分析だと思ふんです。

その次に、「勿論、本会の社団化は確実です。その点の心配は全くありません。こういうふうな言ひを言っています。そして、「九月頃まで延期し、充分な準備をして、素晴らしいパーティにしようと考えております。」「こういうことを言っているんです。約束しているんじゃないんですか。

○政府委員(横瀬庄次君) そういったような申請者側の動きというものは私は承知をしております。それは申請者側のある意味での一つの見通しでございまして、私も私としては決してこの法人化について決めるというふうなことはいたしておりません。慎重に検討中でございます。

○粕谷照美君 わかりませんですね、それは。全然わかりませんですね。だって、こういうこともまた書いてあるんですよ。これは日にちがちと入っていないんですけれども、文部省は資料よこせよこせと言ったって、何にも出してこない。本当に資料を出さないんです。まあ口がたいというか、守秘義務があるというか何か知らぬけれども、社会党で要求して出してきたものは「目的」と「事業」のこれだけです。認可申請を出しているんですから、認可申請を出すからにはい

ろんなものが出て出ていると思うんですけれども、そういうものもちゃんと出してください。

例えばもう一枚の文書の中には、「本年三月二十六日に行なわれました文部省主管課長会議におきまして、本会社団化の第二次審査が無事終了した。そして平成二年四月十六日、設立総会を霞が関ビル三十三階で開くに至った。」「こういう経過報告も書いてあるんですね。主管課長会議の第二次審査が無事に終わったというんです。約束しているんじゃないですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 今のおっしゃいました主管課長会議と申しますのは、文部省の中にいわゆる連絡課長級で構成されました民法法人の審査会がございまして、その審査会のことではないかというふうに思います。これは法人の形式的な面といひますか、資産面でありまして、法人の役員面でありまして、いろいろな基準があるわけでございますけれども、そういうことについて形式的な審査をする、そういう役目の組織でございまして、その点については仰せのとおり一応その形式的な資格は有するものとして認められているところではございます。しかし、この業務等々につきましては、これは各主管局といひますか、関係のある局課が慎重にあらゆる面から検討する、そういう手続が必要でございまして、現在その中で慎重に検討している、こういうことでござい

ます。

○粕谷照美君 私は、それではもう少し詳しく、三十分しか質問時間がありませんので簡単にやりますけれども、この協会の事業計画の中からお伺いします。

「生涯学習のための地域人材バンク設置構想」、こういうのがあるんですね。知識、資格、特技、技能、こういうものを持った人々を登録して講師として活用したい、これはどうですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 確かにそういう「生涯学習のための地域人材バンク設置構想の確立」というのがその平成二年度の事業計画の中に一つ入っております。この民間教育振興協会は民間の教育事業の水準の維持向上ということを目的にしておりますので、そういう一般的な意味から申し上げますと、こういうような講師の活用というう

な方策というのは一応この目的の中に入った事業計画じゃないかとは思っております。ただ、こういう詳細につきましては、なお現在検討中でございますので、こういったことも含めましていろいろと詳細にわたって検討していかなきやいけな

いというふうに考えております。

○粕谷照美君 まだあるんですね。こういう人材バンク、それはカルチャーなどにはいろいろあるでしょう、何かの特技を持った先生をお呼びしたい、どこにいい先生がいっぱいいるかなんというのはあると思ひますけれども、学習塾のデータをこのようにやるということについていかがお考えですかというのを私は質問したつもりです。言葉が足りませんでした。

○政府委員(横瀬庄次君) この表現の中では、またさつき申し上げましたように、この団体の構成員の一応四割強はおけいごと塾等の会員でございまして、これは特に学習塾に限っているわけじゃないというふうに思ひます。

それから、学習塾につきましては、これは先ほど申しましたように、学習塾の位置づけ等々から公益法人ということについて検討する際には、その辺から改めて問い直していかなければならぬこととございまして、そういう点に関連する問題として考えております。

○粕谷照美君 もしもこれが認可されたとしたとしても、私は学習塾に関するデータベースなどは入力すべきではないというふうに思ひますけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(横瀬庄次君) それが公益性を持つのかどうかという点を含めて検討しななきやいけな問題だというふうに思ひます。この計画の表現だけでは、それがどういふことを意味するのか、まだはつきりしない点もございまして、そういう点も詰めていかなきやならないというふうに思ひます。

○粕谷照美君 局長のところまでまだ届いていないでしようかね。「生涯学習」に係る団体及び関係諸機関との連絡協調、これが事業計画の中にありまして、例えば「文部省及び社会教育諸団体が主催する「生涯学習フェスティバル」への参加」「文部省主催のことに参加をするという権利を持つ。」「文部省並びに関係諸機関との懇談会」「何ですか懇談会というのは、「及びシンポジウムの開催」、シンポジウムのテーマはいろいろあるでしようけれども、バネラーに教育委員会あるいは学校からも出てまいりますよ。学習塾そ

のものが計画をしなくても、こういうものを隠れみのにして学習塾が堂々とこういうことをやろうということについて、じゃ局長はどのようなことをお考えですか。

○政府委員(横瀬庄次君) この民間教育振興協会は、先ほどから申し上げていきますように、単に学習塾だけではないわけでございます。それから、会員の中には教材会社というのも団体として一応入っております。そういったものも含めまして民間の教育事業の水準向上というふうなことでいろいろな事業が組まれているというふうに思っています。

ただ、ここに挙がっております事業計画そのものは、これは団体のいわば主観的な事業計画でございまして、これをまさに審査しているわけではございまして、これを文部省が既に認めているというふうなスタンスで考えているわけではございません。これはあくまでも団体の一つの申請内容であるというふうに御理解いただきたいと思っております。

○粕谷照美君 いろいろあるんですけども、とにかく「国民の基礎的学力を高めるための制度の研究」、基礎的学力を高める制度の研究をこういうところがやるとすれば、もう学校教育なんというのには必要ないですね。これは否定をされているというふうに思いませんか。

○政府委員(横瀬庄次君) こういう点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、この民間教育振興協会の中で、申請の上でそういう一つの希望といいますか、意欲といいますか、そういうやりたいということが挙がってきていることでございまして、それを公益性の立場からいろいろと現在審査をしているという段階でございします。

教育制度、学校制度の研究というのを民間の立場で研究するということがあり得ることだと思えますけれども、それが全体の目的とどういうふうにつながっていくのかというのは、これから十分検討していかなくばならない問題だというふうに

思っております。

○粕谷照美君 同じくこちらの出した文書に、今私が申し上げたことでは「漢字の読み書き検定の調査」などというものが挙がっているんですね。また、算数の足し算、引き算、割り算、掛け算、こういうようなものに対する検定の調査なんというふうな文書が出ています。資料が。文部省はありますか。ありませんか。言うけれども、それから、「社会保険制度、共済制度の必要性、可能性に対する調査研究」学習塾の中で働く人たちが、本当にもう残酷な労働条件の中で働かされている。私のところにはいっぱい資料が来ておりますが、そういう問題をこれから研究しようというふうな団体を文部省が社団法人として認めるということは、私は絶対にあってはいいかと思うんです。大体、労働基準法違反のようなものを認可するなんていうことは許されない、こういうふうに思っております。

ところが、「今後の展望」というのがまたここにありまして、その中に、「今回文部省では学習塾も含めて社団法人化を許可していただく」と断定しているんです。「その際規制等は一切なかった」、こういうふうにも断定しております。「自主的に倫理綱領を作成し、自ら吟を正し、教育機関としての公益性を主張する必要がある。さもないと離中事件のように、子供が可哀想な結果になる。」これはもう学習塾のやってきたそのことをそのまま書いてあるんだと思うんですね。それで、倫理綱領などというものを見ますと、誇大広告はやめましょう、「日本一」だ、「全国一」だ、「No.1」なんていうようなことをやっているじゃないですか。あるいは「完全」だとか「100%」、「絶対」などというふうな完璧を意味する用語は使用しない、こういうことが倫理綱領の中にあるんですね。どういうことになってるんですかね。それから、「教室運営を」、だから多分学習塾の教室運営というところに私はとるんですけども、「教室運営を教材・教具の販売のための

役務としては利用しない。」もうこのあたりから私は、だんだん大変問題があるなということがおぼろげに思っています。教材についても「市販教材の場合、著作権、奥付、価格等に関して、世間から十分な信頼を得るよう」しよう、こういうふうなことを倫理綱領として出しているんですね。いかに今までのいかにげんことをしてきたかというのを反省しての倫理綱領だというふうに思うわけでありまして。

そしてさらに、どういうことですか、これ。社団法人として「不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部大臣に報告すること。」こういうことを書いています。幾ら社団法人として、私は文部大臣にこんなことを報告するというのは異常なことだというふうに思うわけでありまして。

ところが、同じ学習塾に通産省認可の社団法人がありながら、文部省というのとはこれまた違っていますね。もうマークもつくっているんですね、認可されたものとしてちゃんとつくっています。日本教育新聞に出ているんですから。「文部省許可社団法人 民間教育振興協会」、こういうマークまでつくりました。文部省がオーケーと言えぱつと出るようになっていました。そして、何よりももう文部省の認可はありがたい、今度いろいろところを回って、「人合しない」と文部省が認めたくないかもしれない、といって入会をすすめて下さい」と総会で最後に田中さんという栄光ゼミナールの塾長さんがごあいさつをされているんですね。

今度地域へお入りになりましたら一体どういふことが行われるか。私は、きのう参考人としておいでになったあの川崎さんの言葉が忘れられません。大変なことですよ。何かリクルートのにおいがふんふんとこのごろしてくるような気がしてなりました。文部省は十分に気をつけていただきたい、こういうふうに思いますけれども、文部大臣のお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(保利耕輔君) この民間教育振興協会の認可の問題につきましては、まだ私のところま

で上がってきておりません。いろいろとしかし、お話を国会の中でも伺っております。

そうした中で考えられますことは、申請者には申請者の論理があるかと思いますが、私も、やはり学校教育で基礎・基本を教えるべきことが中心になって物事は考えていくべきことであると思えますし、さらに国会でのごうしたいろいろな御議論、あるいは中教審の答申、そういったものをいろいろ参考にさせていただきながら、慎重に対処すべき問題だと考えております。

○政府委員(横瀬庄次君) 先ほどの協会が社団法人として認可されたかのようなそういう動きをされているというお話がございました。私もそれにつきまして、三気がついたところがございます。それについては厳重にその申請者に対して抗議をさせていただきます。

それから、この点についての一つの考え方として、今お挙げになりました自粛といいますが、自主的な形で健全化の方向にいろいろと行動をするということについては、果たしてどの程度それが有効なものかというの、一つの検討課題として考えなければいけないというふうに思います。

それと、この団体は何と申しましたが学習塾だけではないので、おけいこと塾というのが会員として入ってくる、それがどういふふうな形で今後行動していくのか、その点は十分にひとつ慎重に検討していかなければならない、そんなふうに私は思っております。

○粕谷照美君 私は最後に意見を申し上げます。民間で行われる教育事業と学校教育というのは、理論的にも、そしてまた行政的にも厳然として区別があるんだということだけはきちんととらえて対処をしていただきたい。

以上をもって私の質問を終わります。

○小林正君 初めに、この生涯学習振興関係の法律の問題とは若干違ふ視点で、きのうそしてきょうの新聞に出ておりました記事を読みまして、これは国の問題で考えると、やっぱりここであらうい

る考えるのが一番適切ではないのかなというふう
に思ひまして、急遽お伺いをしようと考えたわけ
でございます。そういう意味で、このきのうきよ
うの報道について、これから改善をされるという
期待感を持っている多くの人たちもおられるかと
いうふうに思いますので、答弁についてはぜひ慎
重な答弁をお願いしたいというふうに思うわけ
でございます。

けさの朝日新聞の天声人語の欄に、きのうの報
道もあったんですけれども、

大阪朝鮮高級学校は、在日朝鮮人生徒が通っ
ている高校だ。そのバレーボール部が、初め
て、地元の高体連(全国高等学校体育連盟)主
催の春季大会に出場を認められた。ところが途
中で、今後は参加を見合わせてくれ、と言われ
る。

今後の大会への出場を断る通知が来たのは、
一次予選を勝ち抜いた直後だった。念願の大会
参加を認められ、喜んでいた生徒たちには、打
撃だったに違いない。朝鮮語を漢字に直したユ
ニホームを新調し、試合の組み合わせ表が出来
上がった時には歓声を上げていた、というの
に。

それで、その断られた理由が、

「朝鮮高級学校が高体連に加盟できぬことに途
中で気づいた」ためと説明された。高体連に
は、学校教育法第一条に定める「学校」しか加
盟できないが、同校はそれに当たらず、各種学
校だ、というのである。

これは単純ミスだということでこういう扱いにな
ったという経過が述べられておりまして、現場の
先生方の感想としては、何で出られないのか、お
かしいじゃないかというのが大方の皆さんの考
えのようでございます。それで、

組織を運営する側にはそれなりの理由やきま
りがある。だが、日本で生まれ育ち、同じス
ポーツをしている生徒たちに、一緒にプレーで
きぬ、と断らねばならないのは残念なこと。「な
んで出られへんのか」。先生たちの疑問は素朴

で健全だ。組織の考えは硬直化していないか。
規則は変えられる。

こういうふうに述べております。

各種学校でもよい、日本に住むいろいろな
人々が参加する競技の機会を作ろうではない
か。高校生だった王貞治さんに、日本国籍でな
いというので国体出場を断念させた事件を思い
出した。後年、その王さんが記録を達成すると
国民栄誉賞を贈る。勝手に、失礼で、無定見な
スポーツ行政だ。

こういうふうに述べているわけでありまして。

私は、恐らく高体連という立場でこういうふう
に締め出しを食ってしまうというのは、各種学校
扱いとしてということの理由ではあるかと思いま
すけれども、実際に同じ日本の社会で生まれ育っ
て、しかも今日、国際化という大きな情勢の中で
こうしたことが行われている。そしてスポーツの
国際交流も大変今盛んになってきている。この中
で、学校教育法第一条を唯一の盾にして締め出し
てよいのかという思いがするわけでありまして。

そういう点で、今後こうした事態に対して、こ
れは単にバレーボールだけじゃないというふうに
思います。これからシーズンを迎えます夏の高校
野球にいたしましてもサッカーにしても、高体連
の主催するさまざまなスポーツが全部そういうふう
にシャットアウトされているという実態の中
で、今後これをどういうふうな検討されるのか。
前向きで、できるだけ早い機会に解決ができるよ
うな答えをまずいただきたいと思うんですが、
文部大臣並びに体育局長からお答えをいただけれ
ばと思います。

○政府委員(前畑安宏君) 今先生方の御説明ござ
いまして、問題は全国高等学校体育連盟が
主催をいたします全国高等学校総合体育大会の参
加資格の問題でございます。第一義的にはそれ
ぞれの団体が主催する大会の参加資格をどのよう
に定めるかというのは、事スポーツの世界でもあ
りますので、それぞれの団体の自主的な判断に任
せるといふのが基本的には私どもの立場でありま

す。

そういう点で考えますと、この大会は高等学校
教育の一環として高等学校生徒に広くスポーツ実
践の機会を与える、こういう趣旨で開催をするも
のでありますし、また加盟団体が、先ほど先生も
御指摘になりましたように、本連盟は全国都道府
県高等学校体育連盟をもつて組織する、こういう
ものでありますから、現在の取り扱い方について
は、いろいろ御意見もあらうと思いますが、それ
なりに筋の通った扱いであると考えております。

なお、御指摘ございました新聞記事で、「日本
で生まれ育ち、同じスポーツをしている生徒たち
に、一緒にプレーできぬ」というくだりがござ
いまして、高体連加盟校とそうでない学校とが
相互に体育大会といふ対外試合をやるとい
うことを高体連は禁じておるものではございま
せん。そういうことで、現在のところ私もではこ
のことに付いて積極的に関与する気持ちはござい
ません。

○国務大臣(保利耕輔君) これは高体連内部の扱
いの問題でございますので、私どもの方から余り
いろいろと差し出がましき言うのはどうかと思
いますが、気持ちとしてはよくわかる問題であら
うかと思っております。

○小林正君 そういうお答えをいただきますと、
何か期待を持ってこれから考えている皆さん方
に大変失望感を与える結果になるんで、どうし
うかなと思つたんですけれども、やっぱり案の定
そういう紋切り型のお答えしかいただけないとい
うのは、今日の情勢というものをどういうふう
に——文部省自身がいわゆる国際化ということ
の中で述べておられること、具体的に現場段階で
既に日常的な交流が行われている実態というもの
を踏まえて、行政的にどういうふうな指導がされ
るかという課題として考えてみますと、もう一歩
踏み込んだ形の御検討をいただかせんか。

せっかく国際社会の一員としての日本の立場と
いうようなことが言われる中であって、そしてま
た今回盧泰愚大統領が訪日をされて、過去の歴史

の問題等も含めましていろいろ論議のあった経過
があります。その時代背景の中でこうしたことが
起こっているわけですから、このことについて今
のような御答弁では大変残念な気がするわけであ
ります。さらに一歩踏み込んだ御検討なり御指導
をいただけないか、再度質問いたします。

○政府委員(前畑安宏君) 国際化ということにつ
いては私も十分認識をしておりますつもりであり
まして、先般来この国会でも御議論がございま
した国民体育大会における外国籍選手の参加問題に
つきまして、日本体育協会とも協議をしたなが
ら、一定の制約の中ではございますが、外国籍選
手の国体参加について前向きな改善を図ったこと
ろであります。いろんな大会がございまして、そ
れぞれの大会の趣旨に従って参加資格というのは
決められるべきものと考えております。

繰り返しますが、高等学校の集まりであ
る高体連ということではありますので、高等学校と
いう範囲に限定することはそれなりに筋の通った
考え方であらう、このように考えております。

○小林正君 そういうお答えにとどまるというの
は、私は文部省がその間それぞれのスポーツ団体
等との関連、あるいは御指導という面も含めまし
ていうと、そこに一線を画されるという理由はな
いように思っておりますけれども、あえてそういうお
答えになっているわけなんです。今後ぜひこの問題に
ついて、今イタリアでサッカーのワールドカッ
プの大会が行われていて、スポーツの技術の向上
で日本のその面における問題も指摘をされている
わけですが、そういうスポーツ交流という
のが、同じ日本の中で、各種学校という位置づけ
はされているけれども、とにかくいろんな国の子
供たちが日本の社会の中で暮らしてをいて、そ
してその中でいろんなスポーツ交流が行われてい
るという現場段階の実態があるわけですから、そ
のことについて規則は変えられないのかどうなの
かということにかかわって、ぜひ今後の課題とし
て御検討を強く要請しておきたいと思っております。
本論に入りますけれども、前回の質問に引き続

きまして、生涯学習の問題について幾つかお尋ねをしたいと思います。

七〇年代以降のOECDの教育政策の主流となりましたリカレント教育、神奈川で進められておりますのは「リカレント学習システム」という言い方をしているわけですが、このことについてお伺いをしたいというふうに思います。

私は、生涯学習については、基本的には生涯にわたる学習の権利の公的保障でなければならぬというふうな思いがあります。生涯のそれぞれのライフステージにおいて、生きるための知識、技術と生きがい、これを公的に保障するためのおぜん立てではないかというふうに思っております。その意味で生活に密着した切実さというものがあるわけでありまして。そうした観点から「まなびピア」、生涯学習フェスティバルのようなイベント志向には疑問を抱かざるを得ないわけでありまして。硬派の文部省として教育基本法のいう人格の完成を目指す生涯学習の目的論に立つて、ターゲットを絞って推進すべきではないかというふうに思うんですけれども、お考えを承りたいというふうに思います。

ちなみに神奈川の段階では、昭和六十三年度に「神奈川におけるリカレント学習システムに関する有識者調査」というものが行われまして、それに基づいて提言がされているわけですが、基本的には「一度社会に出た人の系統的な学習を可能にし、教育と労働と余暇の柔軟な組み合わせにより新しいライフスタイルの創造につながるリカレント型の学習システムの整備が重要」という認識からスタートをしております。今日の国民のいわゆるライフスタイルの問題からいまして、人生八十年時代の到来により、生涯生活時間は約七十万時間となり、人生五十年時代と比較して約二十万時間の増加となっている。一方、心の豊かさが重視される中で、生きがいの創造や自己実現への志向が強まり、それを可能にする学習機会等の需要が高まっている。この増加した生涯生活時間の有効な活用や

様々な学習機会の整備は、個人にとって、また社会にとって重要な課題となっている。

今日、人生五十年時代の「教育・労働・余暇」という単線型の人生から、仕事・学業等の拘束時間、拘束時間以外の個人の裁量で自由に使える自由時間をバランスよく配分し、教育と労働と余暇を柔軟に組合わせて生きがいの創造や自己実現につながる複線型の人生への組替えを可能にする社会の仕組みを作り出す必要がある。こういうふうな述べておまして、具体的に「リカレント学習をめぐる現状と課題」とか、「学習者を受入れる側の現状と課題」というようなことで、学校式教育というものが結果として社会人の生涯学習へのアクセスを非常に阻害する要因になっているというふうな問題とか、あるいは「学習者を送り出す側の現状と課題」として、長時間労働という問題で、年間総労働時間が二千百時間を超えている、欧米に比べると二百ないし五百時間長いというふうな指摘をして、これを促進する上での阻害要因というふうな位置づけをしております。

そして、こういうような具体的でかつテーマを絞った形でリカレント学習システムというものをつくり上げようというところで、実はこの三月に中間報告が出されて、秋に提言としてまとめられる、こういう手だてのようでございまして。各県段階でもこうした取り組みがそれぞれに進められているわけですが、どうもこの法案との関係で見ますと、「まなびピア」フェスティバルというのが、ちょっとイベントを求めてプラスワンの運動のような一つの印象を与えているわけですね。

お聞きしますと、これは今後の生涯学習へのオリエンテーションだというふうなお話でございまして、私としては、もっと目的を絞って、OECDが進めているような形で、生涯学習については文部省としてはリカレント学習システムというものの整備をするんだという方向づけの中でいくべきだ、こういうふうな考えるわけですね。その問題についてどのようにお考えか、承りたいと思います。

〇政府委員(横瀬次君) まず、先生のお挙げになりました「神奈川におけるリカレント学習システムの整備について」、これは中間報告だということですが、これについてでございますが、これは、今お話しになりましたように、六十三年の九月以来審議を行ってきた、この三月に中間報告が出され、そして秋までに最終的な提言がまとまる、そういうふうな予定であると伺っております。

内容を私も拝見いたしました。都道府県の立場からいろいろと御検討なさいますと、課題といたしまして、例えば学校への社会人入学受け入れ促進あるいはリカレント学習についての啓発の推進、学習等に関する情報提供、相談体制の整備充実、それから女性、高齢者等の学習促進のための条件の整備、それから学習成果の公的評価認定の仕組みの検討というふうなことが挙がっております。また週休二日制の拡大でありますとか、あるいは教育訓練休暇の制度の拡充でありますとか、こういうことも述べられておまして、私どもの課題認識と非常に近いところにあるというふうに思っています。その実現の戦略につきましても、大変現実性の高いものというふうに評価をしております。

県や市町村や民間が連携協力いたしまして、教育と労働と余暇の柔軟な組み合わせによって新しいライフスタイルを創造していくというふうな試みを挙げておられますけれども、それについても大変斬新でありまして、今秋の最終提言をぜひ期待したいというふうに思います。

こういったことについての各都道府県の動きでございまして、都道府県の中にはかなりの数の都道府県が生涯学習振興計画というふうなものをつくっておられます、その中にはリカレント教育のシステムに触れたものもかなりございまして。平成二年の六月一日現在におきまして、そういった生涯学習のための基本構想あるいは計画を出しておられる都道府県は十二都県でございます。

こういう都道府県において策定されておりますいろんな計画につきましては、私どもも十分それにつきましても耳を傾けて、あるいはよく読ませていただきます。それから、その中で国レベルの施策とも関連させるべき点があるもの、あるいは全国的に奨励すべきものというふうなものにつきましては、その普及につきまして予算化を図るなどの積極的な姿勢で臨んでいきたいというふうに思います。

それから、生涯学習フェスティバルについてお触れになりました。ただいま申し上げました生涯学習のいろいろなシステムあるいはその基本計画につきましまして、これはこの法案の各段階における審議会等において十分その審議事項として重要なものであるというふうに思います。生涯学習フェスティバルは、それとは一応関係は薄いものでございまして、先ほどおっしゃいましたように文部省が生涯学習局を新設いたしました際に、生涯学習についての啓発を主眼とする一つの国民的な祭典といたしまして各県持ち回りの形で年一度開催するというようなことを考えておまして、人々の生涯学習への関心の高まりを助長し、そして生涯学習に対する人々の機運の醸成を図りたいというのがその趣旨でございます。

それで、生涯学習フェスティバルというものは、したがって、手軽に楽しめるというふうな事業から専門的で高度な事業まで多様で幅広い内容のものとしたしまして、第一回は千葉市の幕張メッセにおいて文部省、千葉県、千葉市等の主催によって開催いたしました。それでこれは大変好評でございまして、子供から高齢者まで二十四万四千の方々が二日間の間に来場されまして、いろいろと生涯学習に親しんでいただく、あるいは興味や関心に応じて満足していただくというふうなことでもございました。

来場者の中でも三十代、四十代の方々が全体の四割以上を占めておりましたし、それから全体の半数以上が働く方々でございまして、そういった

幅の広い方々に生涯学習への興味や関心を高めて
いただいたという効果はあったというふうに思
います。本年度は京都府において開催するという
ことになっておりますけれども、実体的な施策の充
実はもちろん大変大切でございまして、大いに頑
張っていかねばなりませんけれども、このよう
な生涯学習の機運の醸成を図るという意味で、
こういう企画事業もあってもよいのではないかと
私は思っております。

○小林正君 オリエンテーションという位置づけ
の中でこうしたことが行われていくことが、結果
として、フェスティバルが一つの生涯学習そのも
ので、それが流行していくようなスタイルになっ
ていってはまずいというふうに思うんです。あく
までも学習というのは、それぞれの地域社会の中
で人々が生きるための知識と、そして技術と、そ
して何よりも生きる目的である生きがいというも
のをどうつくり出すことができるかというところ
にかかわって学習という意味があるというふうに
思います。そのこととかかわって、あたかもそう
いう「まなびピア」フェスティバル的なものが生
涯学習だというような形で、全国各地でそういう
ものが模倣されていくような事態については、私
は本来の生涯学習の持っている趣旨、目的に反す
るんじゃないかというふうに思うわけです。今局
長の御答弁もございましたが、そういうものをや
りながら、実質的な生涯学習についての裏づけを
きちんとやっていくんだということを何よりも重
要視してやっていただきたい、こういうふうに考
えるわけでありまして。

そこで、生きる知識や技術との関係でいま
す、やっぱり九〇年代というのは高度情報化社会
という状況の中にありまして、この生涯学習とニ
ューメディアとの関係についてお伺いをしておき
たいというふうに思います。

昭和六十二年の四月二十八日に社会教育審議会
の教育メディア分科会の報告の前文に、メディア
との関連において生涯学習とかかわりの深い主な
教育課題として五点を挙げておるわけでありま

が、そのうち「第三」の課題に限って、法案が想
定している問題意識とかかわって御質問をさせて
いただきますというふうに思います。

その中で、
情報化は、社会のあらゆる分野に浸透して
り、その進展の速度も従来以上に速くなって
いる。これからの社会では、メディアをいかに有
効に活用するかが極めて重要になる。すなわ
ち、学習の道具としてのメディアの特質や操作
法、情報源への接近法などを理解し、メディア
の利用方法を身につける必要がある。また、情
報を主体的に取捨選択し、判断する能力、自ら
情報を創造し、発信する能力を身につけること
が重要となる。

という指摘をしております。国際識字年という年
でもありますけれども、かつて、その識字率の低
さが文盲という言い方で言われた時期がございま
した。そうした中でいいますと、コンピュータ
言語というものを理解しないというのが社会参加
への極めて大きなハンディキャップになると言わ
れるような時代に今私たちは入ってきているわけ
であります。そういう点から考えてみますと、こ
こで指摘をしている課題というのは、先ほど申し
上げました学習が生きていくための知識と技術を身
につけるということからいいたしますと、このニ
ューメディア技術の習得というのは大変大きな今後の
問題になるというふうに思うわけです。そういう
ことをこの報告は指摘をしているということであ
ります。

そして、「第二章 生涯学習を支える教育情報
システムの形成」のうち「社会教育」の分野での
メディアとかかわりにつきましまして、

生涯学習を援助する上で、社会教育は重要な
役割を果たす。人々がいつでもどこでも学習で
きる体制を整備するために、今後、メディアと
の関連で特に重視しなければならぬ視点に、
個人学習への対応、学習時間や場所の柔軟化、
学習情報の整備などがある。

家庭は、生涯学習の原点であり、新たな時代
を主体的に生きぬく能力、意欲、個性を培う基
盤である。

家庭における生涯学習の可能性は、メディア
の利用によってますます大きくなる。今後、生
活を豊かにするための文化情報の提供、家族成
員の学習要求に応じた原資料の提供、家庭教育
や地域の学習機会等に関する二次情報の提供な
どが重要になると思われる。

というふうに指摘をして、さらに「地域の教育情
報システムの形成」については、

その第一は、地域の教育機能の活性化という
視点である。生涯学習のための条件整備は、
人々が生活を営む地域を基盤として行わなけれ
ばならない。地域には、既に人々の学習を援助
する種々の資源が配置されているが、これらに
新たなメディアの導入などの観点も加え、地域
の教育機能を総合的に見直す必要がある。

と指摘をして、「情報源」とか「利用者」とか「利
用場所」、「情報の水準及び内容」、「情報の対象」
「情報の形態」、「情報の伝達方法」等々、詳細にこ
こでは述べているわけでありまして。

この間、進められている平成元年度の生涯学習
活動重点地域整備計画策定事業の中でこのニ
ューメディアという問題がどのように扱われ、今日ど
ういうふうになっているのか、その辺についてお
伺いをしておきたいと思っております。

○政府委員(横瀬庄次君) お尋ねの生涯学習活動
重点地域整備計画策定事業でございまして、これ
は平成元年度から全国八府県において調査研究を
お願いをしておりますところでございますが、この研
究はいわゆる日常生活圏域において教育、文化、
スポーツ活動の中核となる施設を有機的に整備し
た地域を設置するための調査研究ということにな
っております。端的に申しますと、各都道府県
において日常生活圏域においてそうしたいわば総
合的な生涯学習活動が行われるような地域を地域
的な設定をして、具体的に計画が立てられるかど
うかということについて調査研究をお願いしたも

のでございまして、施設の整備というものを対象
としない本法案の地域生涯学習振興基本構想とは
ちょっと違う部門のところがございます。

それで、現在それにつきまして八府県において
いろいろと研究がされているわけでございます
が、例えば愛媛県の場合について申し上げます
と、松山市と砥部町の一部を対象といたしまして
いろいろ施設、生涯学習センター建設の準備を
する、あるいは総合運動場や青年の家といったよ
うな施設が集中しているというところござい
ますが、ここにおいていろいろと県民のさま
ざまなニーズに対応し得るような、そういう活動
の拠点としての充実をいかに図っていくかとい
うような研究が進められております。

その中に、自治体広報あるいはCATVなどの
活用によるPRとか、そういうことによる学習活
動の広がりとかが、そういうようなことが検討さ
れている方策の例として挙がっているものもござ
います。それから、この愛媛県のこの地区におき
ましては、生涯学習情報提供システムというのを
私もやっておりますが、それをこの中に導入す
るといふのもその事業の中に含まれているわけ
でございます。

○小林正君 生涯学習振興法案が論議される経過
の中で申し上げますと、臨教審の第二次として最
終答申、その中では、いわゆる生涯教育と言っ
ていたのを生涯学習という学ぶ側の主体を大事にす
るといふ積極的な側面が一つ位置づけられなが
ら、中教審答申の中で、前段階合委員から御指摘
をしたような問題も含めまして、これもまた特に
リカレント学習システムをどうつくり上げるかと
いう課題についても、学び手側の条件を整える社
会体制をどうつくるかといったような視点も含め
まして重要な提起がされていたというふうに思
います。

そして、今申し上げました高度情報化社会の中
におけるニューメディアと学習者との関係という
ものを考えてみましても、今後生き抜く力の中で
これがいかに重要な位置づけになってくるかとい

うことが問われているわけでございまして、言ってみれば、いろいろな提言がされて、その積み重ね、集積の上にこの法案ができたというふうに考えてみますと、余りにもこの法案自体がそうした多くの期待というものを表現する法案になっていないという点を極めて遺憾に思うわけでございします。そういう点で、私としては本法案には反対せざるを得ません。

そして、何よりも欠けておりますのは、これも再々申し上げておりますように、第一条の中に理念なり目的というものが述べられていないということでございます。御答弁を承っておりますと、理念、目的がない理由として、ニーズにこたえるという状況の問題を前面に出されて、そしてこれはそのための第一歩なんだということを述べられているわけですが、私は、これは第一歩なのかもしれないけれども、どちらへ歩み出す第一歩なのかというところが何よりも重要な問題でありまして、理念、目的がなければ方向性というものが無いわけですから、そこが一番大事じゃないかというふうに思います。航海に例えて言えば、羅針盤のない船が航海に乗り出すといったような危険性があるというふうに言わざるを得ません。このことについて最後に文部大臣の御見解をお伺いして私の質問を終わります。

○国務大臣(保利耕輔君) この法案を御提出を申し上げました理由は、再三御答弁を申し上げているとおり高齢化社会等を通じて学習に対する需要が増大してきている、そういう社会背景の中で、その機会をできるだけ早くできるところからやっいていくではないかということで御提案を申し上げております。その法案の第一条に「目的」ということで書いてございますが、先ごろの当委員会におきます委員からのお話の中でも、とりあえずではないかというお話がございました。

まさにとりあえずといえども、学習に対するニーズが強まってきている、一刻も早くこれを具体的な形であらわしていかなければならないとい

う中教審の御答申等も踏まえまして、こうした法案を準備をさせていただきまして、

さらに、今後の生涯学習についてのいろいろな基本的な討議等につきましては、各方面の専門家を集めた生涯学習審議会の中で十分御議論をさせていただかなければなりません、同時にこれは国会等におきましてもさらに御議論を深めていただきますことを私も期待をいたしております。

○高木健太郎君 三回にわたる委員会におけるいろいろの質疑あるいは参考人の御意見等からいろいろの問題点が挙げられておまして、私もそれは大変重要なことであると思っておりますが、もう既に文部大臣初め文部省当局はそのことについては十分お考えになっていることと思っておりますので、もし時間があれば一番最後にそれをお尋ねいたします。生涯学習に対する国民のニーズが非常に高まっている、それに対応してこういう生涯学習の機会を与えてやろう、あるいはその情報を提供しよう、こういう試みは私は大変いいことだと思うわけですが。

最初にもう伺いたいのは、そのニーズにこたえるためには各種の機関がこれに手をかさなければならぬと思うわけですが、特に考えられるのは高等教育機関の国民に対する開放、現在もある程度行われておりますが、こういう生涯学習の機関ができれば、その要請は非常に高まってくるんじゃないかと思っておりますが、大学とかその他の開放はどうされるおつもりですか。そういう開放を今まで以上にするおつもりはございますか。

○政府委員(横瀬庄次君) 生涯学習の振興といった場合に、最もその中で大事な点の一つは、学校教育を社会人に開放する、社会人の入学に向けて大学の制度をいろいろ弾力化していくということだと思います。これについてはいろいろと努力が払われてきておまして、社会人入学枠を設定するとか、あるいは聴講生や研究生の制度につきましても単位を与えるというような制度的な柔軟化を行うとか、あるいは放送大学もこれまたまさにそのためのものでもございますし、そういった意

味の大学の正規の学生を受け入れるためのいろいろな工夫というのが一方で盛んに行われております。

それからもう一方では、今先生のおっしゃいました大学の開放、大学の公開講座といったような地域への開放というのが一つあります。この生涯学習における学校の役割の一つとして、施設を開放するというのと、それから機能を開放する、それがまあ公開講座あるいは高等学校の開放講座と言われるものであります。

こういったことにつきましても、非常に地域にとって身近な学習の場として大事なことでございまして、年々増加をさせておまして、例えば十年前でございしますが、昭和五十四年度、国公私を通じまして大学数において二百一十大学、講座数におきまして千八百八十一講座、受講者数で約十一万人でございましたものが、六十三年度には大学数において三百七十、それから講座数におきまして二千八百、受講者数におきまして三十七万人というふうに、受講者数で言えば三・五倍に近くなるほどの拡大をしておまして、年々住民の学習需要というものが高まっております、大変盛況を呈しているというところでございます。

○高木健太郎君 私は、それは非常に結構なことだと思います。そうあるべきでないかとも思うわけですが。

しかし、これは文部大臣もよく聞いていただきたいんですけれども、大学そのものは大学本来の使命を持っておりまして、教育及び研究というのに対して全力を挙げている、そういう状態でございしますが、これは大学だけではございませぬけれども、教育機関の定員というのは毎年減らされているわけでございます。この前もお話ししましたように、研究者あるいは教育者の手足となるような技官とかそういうものの数が減っている、あるいは一・一・二の講座であるところに、今度は、講師というものを、置けるところもある置けないところもある、もう置けなくなる状態である。しかも予算は、他の省庁の予算の増大に比べ

ましては文部省の予算は非常に伸びが悪い、あるいは施設もだんだん老朽化している。病院なんかでも、私立の大学は非常に立派になっていて、けれども、国立の病院は非常に貧弱であって、建て直さなきゃならぬ。そういう状態にありまして、施設もそれから働く人たちの方も、圧迫というわけではありませぬけれども、非常に窮屈になっている。

そこにこういう生涯学習が出て、自分は教えてあげたいとは思っておりますけれども、実はそのために研究、教育の時間がそがれていく、あるいはその準備のために時間がそがれる。これは例えば非常にそういうことが好きな教官もおられまして、テレビにも出る、あるいはその他の講演会にも引っぱりだこになるといいますと、その人は遂にそういう研究の場から離れて評論家になってしまふ。こういう例も数多く見られるわけでありまして、外国人の学者が日本の大学を見学しましたときに、もう日本の大学はだめじゃないか、基礎研究においてはもう低下する一方じゃないかと。だから、一般的なことはできますけれども、さらに深く進んでいくとする研究はだんだん低下していく、こういうことを私は非常に心配するわけでございます。そのための手当てというものは何かお考えでございますか。

○政府委員(横瀬庄次君) 私どもにおきまして、大学等におきまして公開講座あるいは専修学校や高等学校の開放講座の開設につきましては、講師に対する謝金とかその他の助成措置を講じておりまして、そういったことに携わる先生たちの負担を招くことのないように努力をしておりますところでございます。特に国立学校につきましては、国立学校特別会計のうちで、その公開講座に係る部分につきましては私ども生涯学習局で担当しております、年々その拡充に今努力をしております、それがかなり大きな増勢に結びついているというふうに思っております。

先生が今御指摘のように、各国立大学が公開講座を開設する、そしてそれを継続していくに当た

りましては、恐らく大変な御苦勞があるというふうに思っています。それに報いて差し上げるためにも、この公開講座に対する予算につきましてさらにその拡充に努力をしなきゃいけないというふうに思っています。現在のところ、いろいろと御苦勞はあると思いますが、あくまでもこれは大学の自主的な御判断のものでやっていただいているわけでもございませんし、大学側から、特に公開講座によっていろいろと支障を生ずるところまでいっているという話はまだお聞きをしたことはございませんけれども、しかしそういうふうにならないように、それからさらに公開講座等が拡充していきますように、私どもとしては十分その予算面について配慮していきたい、というふうに思っております。

○国務大臣(保利耕輔君) 大学の公開、例えば公開講座でありますとか、そういった手だてにつきましては、ただいま局長から御答弁を申し上げたとおりでございます。

しかし、本来大学が持つております役割、教育研究でありますとか、各種の研究、その他大事な学術を高度化させていくという非常に大きな役割が大学にはあることは私もよく承知をいたしております。

過日、学士院の学士院賞授賞式がございましたけれども、そこで受賞されました方々の研究内容を見てみますという、非常に高度な研究をいただいたというわけでございますが、恩賜賞をおとりになった方がたまたまコロンビア大学における方であったというように、こうして高度の研究がもっと幅広く、そしてより深く行われていく体制というのがやはり大学に求められる一つの側面であるなど、公開をしていかなければならないと同時に、そうした深みを増していくということが、我々はやはり留意をしてこれから努力していく一つの目標でもあらうかと、このように認識をいたしております。

○高木健太郎君 生涯学習から大分離してしまいましたけれども、今大臣がお話しになりましたように、コロンビア大学で勉強して学士院賞の恩賜

賞をもらわれた。あるいはノーベル賞をもらった江崎さんにしても、そういう非常に大きな成果が上がったというのは、日本の大学の中で起こったということが少ないんです。外国の研究室に行つて、そこで成果を上げられている。だから、それに専念できる、あるいはその設備なり人員がそろっている、そういうところでしか学問というのは育つていかないと私は思うんです。

だから、この生涯学習で、一方において公開講座とか国民のニーズにこたえることは非常に大事ですけれども、そのもとになる方が手薄では困ります。だから、いわゆる予算面でいろいろ手当てをしますという局長のお話でございますが、予算面ではないんです。人間がもうだめなんです。一・二という一つの講座でどれぐらいのことができるかということなんです。例えば、一つのアメリカの講座でございまして、教授がそこにもう十人、五人もいるというわけです。技官にしても非常に大勢の人がそこにおられる。あるいはその下の仕事をやる人もたくさんおられて、非常に豊かに何の煩わしさもなく勉強ができる。そういう立場に置いておかないという、研究というものは育つていかない。そのために、同じ頭の人があるの大学に行くという立派な仕事ができるけれども、日本に戻つてきてはなかなかそういう仕事がある育つていかない。

こういうことがあるのではないかと思いますので、生涯学習をお進めになる前に、あるいは生涯学習を進めるとともに、そういう大学の定員あるいは研究者の待遇というものを、金銭的な待遇ではなくて時間的な待遇というものを十分考へになる、あるいはその定員をふやす、人間をふやす、マンパワーの方を考へる、こうでないと、だんだん大学というものは低落する、あるいは知識のものが欠けていく。それでは決して国民のためのニーズに沿わなくなつていく、いわゆる常識的なことしか言えない、そういうことになっては私は困ると思ひますので、余りこれに時間を割いて

おれませんか、ひとつぜひお考えをいただきたいと思ひます。

もう一つは、「学習の成果の評価」というのがこの法案の中にございまして、それはどういうことをおやりになるのでございますか。

○政府委員(横瀬庄次君) 「学習の成果の評価」ということがこの法案の第三条一項第二号の事業の中に載つておるわけでございます。この「学習の成果の評価」と申します意味は、学習者の学習意欲を高めて、その学習への励みを与えるというの、やがてその学習成果が客観的に評価されて、それが社会で生かされるということから言いますと、学習者の側からそれを言え、学習者が学習成果を生かしているいろいろな社会参加や活動を行うことを促進する、そういう意味で重要でございます。そして、そういったことがいわゆる生涯学習の一つの目標でございます。学習成果が客観的かつ多面的に評価認定されることによつて、学歴偏重の社会的な風潮の是正に資する、そういう形のものがつながつていく、そういう非常に大事なものでございます。

【委員長退席、理事田沢智治君着席】

ただ、その評価というところがいつも無制限にしろいかどうかということについてはいろいろな御意見がございまして、先ごろの中教審の答申の中にも、評価認定の仕組みについてはどのような範囲を評価の対象にするか、評価の水準はどの程度のものにするかというような課題があつて、引き続き検討するということになっておまして、一月三十日の答申の中で、この部分だけさらに引き続き継続審議の中に対象になつておるわけでございます。そういういろいろな難しい点がありますので、その点につきまして今後中教審の審議経過を踏まえて、全体としての評価のあり方についてさらに検討を進めていきたいと、そういうふうに思つておる次第でございます。

○高木健太郎君 その学んだ成果がどこかで出てくるということは、学ぶ人にとつても非常に喜び

でございますし、また教えた側にとつても、成果が上がつたということは大変うれしいうことで、お互いに励みになるいいことだと思ひます。

ただ、評価というものを妙にいたしますという、それはかえつて悪い結果を招くんじやないかというのを心配したのでお聞きしているわけでございますが、御存じのように私は医学部の出でございまして、現在博士というものがあつて、四年、二年の卒業の学生は学位取得を破棄する、取らないと、そういう運動が起つておまして、四十一、二年の卒業の学生は学位というものを全然排除しておるわけなんです。だから、ほとんどの学生が学位をもらつてない。

その理由は、学位を与える方に権限がだんだん移つていまして、論文そのもののよしあしというよりも、その与える方の権限が非常に強くなつて、そこにくまなくやりさえすれば、うまくやるというのはいろいろの裏のことがありまして、それをうまくやれば学位が取れる、そういうことであつてはいけません。いや、ないか。

あるいはまた医学部の学生の大部分は医師になるわけですが、その医師の医療にとつて学位というのはどれだけの価値があるか。ところがその学位を持つておるか持つていないかによりまして、病院の勤務をするときに、その勤務の待遇が違つてくる。こういうふうにも、もともとは医学を十分に勉強してください、それで大いに勉強する、君はよくやつたということで評価の上で学位をあげたものが、学位そのものが目的になつて、そうしてそれがいわゆる社会的な地位、社会的な待遇というののだんだん変わつていく。そして、それを与える権限を持つ教授会なり教授が非常に大きな権限をその学生に対して持つ。こういうふうな悪い面がだんだん出てきた。それが批判されたのが、私は四十一、二年の学位辞退の問題であらうと思ひます。

現在ではこの評価というものはたくさんございまして、例えば産婦人科には指定医というのがあるわけですね。あるいは各学会にそれぞれいろいろの専門医というのができてしまつて、医師というものであればよいのが、その上にこれの専門医、これの専門医。専門医になりますと非常に待遇が違つてくるというようなことで、いわゆる評価がされたために、それが社会的待遇というものにつながり、一方では何か陰の部分があるところに大きく広がつていく、そういうことになりがちでございます。

一般的に言いますと、こういうことを申し上げると少しまずいかもしれませんけれども、よくお花だとかお茶だとか、そういうものには段がずつとあるわけですね。私、最近聞きましたのは、例えば漢方というものは大変大きく国民の需要がございます。そうすると、漢方というものをやるための何かそこに一つ漢方の専門医、あるいはまた薬局の方では漢方を扱う薬局にそういう専門の薬局ができる。そうすると、何回講習会に出てこられたとか、あるいはそこで講演をした者、そういう者は師範、これくらいだったならば範士、それから教士、それから錬士、まるで剣道みたいな段がついていくわけですね。

これはいわゆる一種の学歴といいますが、そういうものに取つてかわることになりまして、学びたい、あるいは学ぶ喜びというものが本当の学問の出発点であるのに、実はそういう評価を得るため、そういう証書を得るため、あるいは履歴、資格認定。まあ証書というものを将来お出しになるかどうか、そういうこともあらうと思ひますが、そういうものをもちろむための一種の学問、あるいは学習ということになつていく危険性も一方ではあるということをは十分お考えになつておかないという、今度は民間で出す認定それから生涯学習と。教育委員会の方から出されるのか出されないのか、どういう名前でお出しになるかわかりませんが、そういうものを出す。そうなる、一種のそれが学歴になる。学歴によって人間

がそこで幾つかに分けられる、こういうことを助長するということになるおそれがあるのではないかと、これは私の杞憂にすぎないとは思ひますけれども、十分その点をお考えをいただきたいと思ひますが、局長並びに大臣はどのようにお考えでしようか。

○政府委員(横瀬庄次君) 学習成果の評価というもの、学習者の学習への奨励という意味と、それから社会の評価を得るための一つの基準になるというふうな点で非常に有益なもの、あるいは促進すべきものという面がございまして、今先生がおっしゃいましたように、逆にそれが行き過ぎれば新たな学歴を生むあるいは資格を生むというふうな批判や御意見もございまして、先ほども申しましたように、そういった今議論の中で、いかに適切な評価というものがあつていかという点につきまして中教審の議論が進んでおりますので、この点十分に踏まえながら今後検討してまいりたいと思ひます。

(理事田沢智治君退席、委員長着席)

○国務大臣(保利耕輔君) 先生御指摘のように、学習に対する評価というのが進み過ぎますと、いわゆる資格社会みたいな形になってくる可能性がある。私自身外国で生活をしておりまして、ときに、その外国が持つておりましたのがやはり資格社会でございまして、非常にきめ細かく資格が分類をされていくために、かえつて仕事に硬直性が出てきてしまつたというふうないろいろな欠陥もございまして、したがひまして、生涯学習社会というものがイコール資格社会になるということについては、私自身はいささか疑念を持つております。

しかし、勉強したことに對しては、これはあなたはいささか勉強したということの成果が欲しいというお気持ちもあらうかと思ひます。したがつて、その両面、非常に難しいところでございますが、そのすり合わせをこれからつくつていただきます審議会有いは中教審、そういうところでよく御議論をしていただいて、資格社会だ

けでいいのかどうかということについて、やはり私は議論をお願いをしたい、こういうふうに思つております。

いずれにいたしましても、生涯学習社会におきましては、私自身は人間の人格とそして能力、人格を高め、そして能力を磨いていくということにあらうかと思ひます。そして、その評価というところが、人格でありますとか、あるいは教養というふうなものに對してどういう評価ができるのか、これは私は非常に難しい問題だと思ひますけれども、あわせてそういうところについても御議論をお願いしたいと思います。

○高木健太郎君 もう時間がございますから、今大臣がおっしゃいましたように、いわゆる余り資格をつけて、それが社会に出たときの待遇あるいは地位、そういうものに成りかわつていかないうちに、地位に影響を及ぼさないように、しかも学ぶ喜びのあかしとしてそれをもちえる、これはどうしたらよいかということ、私も成案はございませんけれども、今までこれは大変大きな弊害があるわけですね、お金が動くということもございまして、そういうことを十分御考慮いただいてこの法律を運用していただければ大変ありがたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○高崎裕子君 先日の委員会に続いて質問をいたします。

生涯学習審議会についてお聞きしますが、これまでの社会教育審議会と今回の生涯学習審議会の違いはどこにありますか。

○政府委員(横瀬庄次君) 法案の第十条に生涯学習審議会のことが定められていてございまして、調査審議事項とそれから関係行政機関の長との関係及び任命方法について相違があるわけでございます。

まず、調査審議事項につきましては、生涯学習審議会におきましては、現在の社会教育審議会の調査審議事項に加えて、生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関するこの法律案の

規定によつて審議会の権限に属するとされている事項と、それから学校教育、社会教育及び文化の振興に關して生涯学習に資するための施策に關する重要事項、これを調査審議する事項というのが加つたという点が違ひます。

それから二番目に、関係行政機関の長との関係からいいますと、新たに加つた事項につきましては、文部大臣だけでなく他の関係行政機関の長に對しても建議を行うことができるということと、それから資料の提出等必要な協力を求めることができるということにされていくという点が異なるわけでございます。

三番目に、任命方法でございますが、これは生涯学習の振興という広い立場になりまして、国民生活に密接なかわりがある、あるいは各関係行政機関の施策との連携協力が必要だということから、生涯学習審議会の委員の任命に当たりましては、内閣の承認を経て文部大臣が任命するということにされていくという点が社会教育審議会と文部大臣が単に任命するといふ点と違ひ点でございます。

○高崎裕子君 今の御答弁では法律上の位置づけについての御説明は非常にわかりにくいと思ひますけれども、生涯学習審議会が社会教育審議会と違ひるのは、中央教育審議会と同様に、これは法定された審議会である、審議会の委員は文部大臣が内閣の承認を経て任命するようになっていくわけですね。しかも、生涯学習審議会は、学校教育、社会教育及び文化の振興に關し、生涯学習に資するための施策に關する重要事項について調査審議する、そして、これらに關し必要と認める事項を文部大臣または関係行政機関の長に建議することができるといふ非常に大きな権限を持つていくわけですね。他の省庁にまで建議できるというのは、これは中教審にもない極めて重大な権限だと思ひれるわけですね。

そこでお尋ねしますが、この審議会では社会教育法の改正ということも調査審議するのでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) 現在の社会教育審議会の機能というものがこの生涯学習審議会の中にいわばそっくり吸収されておりますので、現在の社会教育審議会の機能がそのままこの生涯学習審議会の中で行われるわけでございます。

ただいまお尋ねの社会教育法の改正でございますが、社会教育法を改正する際に社会教育審議会の議論をいろいろと結るといのは通常考えられることでございますし、これまでも行っているところでございます。したがって、その部分につきましては、この生涯学習審議会の中の従来の社会教育審議会の行い機能の部分、これは一応社会教育分科審議会というのをこの審議会の中に置く予定にしておりますが、その分科審議会の中の議論の対象になるというふうに考えております。

○高崎裕子君 社会教育法の改正が審議されることもあり得るということではよろしいわけですね。——うなずいておられるのでそうということ。

横瀬局長は、学園書房というところが出している「学園随筆」という本がありますが、ここで、「生涯学習の方向と問題点」と題して対談をされています。これは中教審の答申を受けての対談なんです。この中で局長は、「これから社会教育をどうしたいのか」といった場合には、やっぱり生涯学習という観点から見て社会教育は変わっていかないと、その変える重点というのを明確にして、「社会教育を変えていく」ということを見せていかないと、社会教育は生涯学習の一分野であるということがなかなか現実的に理解していただけないわけですね。と、こう述べておられます。生涯学習という観点から社会教育を変えていくと明確に述べているわけですね。ですから、社会教育法を変えようということが当然構想されているというふうにとらえてよろしいわけですね。

○政府委員(横瀬庄次君) 私は、生涯学習というその行政は、生涯学習という観点、つまり国民一

人一人が生涯にわたって学習活動を行う、それについて、それが実現するように、適切な評価が加わるように、そういうふうを実現するように行っていくのが生涯学習の振興であるというふうに考えているわけですが、その生涯学習の振興という観点から見まして社会教育を見た場合に、社会教育は生涯学習の中の一つの学習の機会を与える重要な領域でございます。

生涯学習という国民の生涯にわたっての学習のあり方、あるいは国全体、各教育機関同士の相互の連携の中での社会教育のあり方、その辺から見て、今後社会の進展なりあるいは時代の推移なりから見て、どの点に重点を入れていったらいいのか、国民はどの点に強い学習需要なり学習の意向を持っていくのか、そういうことを踏まえながら重点なり方向なりを考えていくというのが生涯学習行政の大きな役割じゃないかというふうに思っている次第でございます。そういう意味で社会教育に対して、あるいは学校教育に対しても同様でございます。ですから、社会教育に対してある方向づけを考えていく、そして実際にそれが行われるのは社会教育法なり社会教育の中で行い、そういう関係に立つんだというふうに思っております。したがって、生涯学習という面から社会教育の重点というものは考えていかないと、生涯学習というふうに思いますけれども、社会教育法自体をどうしようとするというふうなことは、これは社会教育の行政の中で行い、こういうふうな区別をしているつもりでございます。

○高崎裕子君 この問題は大変大切な問題だと思っております。これは特に大臣にお尋ねしたいと思っております。

私は先日の委員会でも、北海道の社会教育に携わっておられる現場の関係者の方々のお話として、この法案ができることによって、地域住民に密着した市町村教育委員会を主体とした社会教育から、都道府県の知事部局や国主導の社会教育へと変えられてしまう、そして、今まで苦勞して築き上げてきた社会教育そのものが変質あるいは後

退させられてしまうのではないかと大変な危惧を持っておられることを申し上げました。そして、これは北海道だけではなく多くの関係者の方が危惧もされておられ、昨日の参考人の方もその点大変な問題を含んでいるというご意見も表明されました。

そこで大臣にお尋ねいたしますが、社会教育法は絶対変えない、守っていく、このことを約束していただけますか。いかがでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) 生涯学習の振興、たまたまその振興についての基盤整備についての法案をお願いしているわけでございますが、そういう生涯学習の基盤整備という観点と密接な関連を持って社会教育法を改正するという導因は私は何もないというふうに思います。社会教育法を改正するということが仮にあるならば、それはそれなりのそちらの方の領域の必要性から出てくるものであって、この法案との関係において行われるということではないというふうに思っております。

○国務大臣(保利耕輔君) 社会教育の分野は今広く行われておりますし、委員御指摘のように、北海道においてもきちんとした姿で行われております。その分野はその分野として、社会教育法の精神にのっとり今後とも進められていくことを期待をいたしております。

○高崎裕子君 社会教育法をしっかり守っていたきたいというのを強く要望して、次に、この審議会では、学校教育に関する問題についても調査、審議することになるのでしょうか。

それから、臨教審は学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成というものを打ち出していますが、この審議会でもこうしたことについて調査、審議するのでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) 生涯学習というものが、先ほど申しましたように、社会教育、学校教育、文化活動その他の活動についての包含をしている領域でございますので、その観点から、先ほど社会教育について申し上げましたように、学校

教育についても、今後の進むべき重点あるいはその相互の教育機関、学習機関同士の連携協力との関係、そういうものが議論されていくということになると思っております。

それから、生涯学習に関する重要事項について審議することでございますので、その生涯学習全体の今後のあり方についていろいろ議論されるというのとは当然であるというふうに思います。

○高崎裕子君 今いろいろ言われたわけですが、生涯学習審議会というものは、学校教育、家庭教育、社会教育、そして労働者教育など、生涯学習という非常に広範な分野、いわば教育全般について調査、審議をする、必要とあれば文部大臣を初め関係する各省庁に建議することもできるという非常に大きな権限を持った審議会と位置づけられています。場合によっては、学校教育を初め教育制度全体の再編成につながるそういう非常に重要な審議会にもなるわけですね。ですから、この問題はもっと時間をじっくりかけて審議する必要があります。

時間の関係で触れることはできませんでしたが、地区指定の問題についても、国民が生涯にわたって学習する機会があまり求められない状況に対応するということであれば、公民館が全国で一万七千五百カ所ほど設置もされている。こういう既存の施設や体制、職員等を充実させれば、これはもう実現できるわけで、地区を指定して施策を集中しなければならぬという必然性も全くないわけで、いろいろと重大な問題が含まれている法案であるという問題点を指摘して、質問を終わりたいと思っております。

○笹野貞子君 時間がありませんのでここまでお聞きできるかわかりませんが、法案について二、三お尋ねをしたいというふうに思います。この法律案を見ますと、読めば読むほどだんだんわかりにくくなってきました。この間大臣が、この次つくるときは易しい法律をつくるというふうにおっしゃっていただきましたので、この次までやむを得ず我慢しながら読むことにいたします。

けれども、その第五条を見ますと、民間事業者の能力を活用しなければこの基本構想ができないかのように受けとめられるわけですが、つまりこの五条というのは、民間事業者の能力を活用しなければ認めないということなんですね。

○政府委員(横瀬庄次君) 都道府県がその住民に対して生涯学習の機会を総合的に提供する施策を行う場合、公的事業のみに基づいて行う場合と、公的事業に加えて民間事業者も活用する行き方、二つあるわけですが、この法案はその民間事業者の能力の活用を規定しているということで、都道府県が行ってきた公的事業のみによる事業を制限するということが決まっています。活用するということの内容としているものでございますので、この法案の五条から九条までの制度の適用を受ける場合には、これは民間事業者が加わるということが前提でございます。

○笹野貞子君 それでは、民間事業者が入らなければ、公的なものにはこの構想は認可をしないということですね。

○政府委員(横瀬庄次君) この五条から九条までの制度の法的な効果は、結局民間事業者が基金法人の基金に対して支出をした場合、それについて税制上の特例が受けられるということが効果でございます。ですから、民間事業者が入りませんとその効果が生まれませんので、結局民間事業者がこの中に加わっているというのがこの制度の前提になると思います。

○笹野貞子君 そうしますと、民間事業者が入ると税制上の控除がある、だからこの法律の設立の趣旨があるということは、民間事業者が入らなかつた前に、公的なもののネットワークはつくったことがあるんですか。

○政府委員(横瀬庄次君) この五条から九条までの地域生涯学習振興構想というのは、その構想を生む前の特定の地区というところに事業を集めるわけですが、その事業を集める前提としたしまして、公的な施設が集積している、公的な

施設がその地区に集まっているということを一応制度の前提といたしまして、そこに総合的な学習活動の提供をしよう、そういう事業を興そう、こういうところからこの計画、構想が始まっているわけでございます。したがって、その以前に公的な施設がまずつくられているというのがこれを構想する前提となるイメージでございます。

○笹野貞子君 私も新米ですから、できるだけレディーを振る舞おうとして頑張っているわけですが、でも、大臣のお話を聞くと、語尾がイエスカノカ非常にわかりやすいんですね。局長がお話をすると、わかってるものでもわからなくなってしまう、非常に困るんです。もっと簡単にイエスカノカをはっきり言っていただけではないんですか。

今の私の質問は、今までに公的機関のネットワークをつくったことがあるかというふうに質問しているわけですから、イエスカノカで答えてください。

○政府委員(横瀬庄次君) 公的なものが集中している地域というのは随分たくさんございます。各市町村、都道府県等におきまして集中しているという事業がかなり行われているという実績はございます。

○笹野貞子君 これ以上追及していると時間がありませんから、問題を変えます。

民間事業者を構想に入れますと、もちろんその受講料というんでしょうか、もっと大きく言うならばこれにかかる教育費というのは要るわけですが、先生の参考人のこの法律に賛成の山本先生とかそういうものに国がかかわることはかえっていけないんだ、そういうものはかえって自由にした方がいいという御意見がありました。

そこでお尋ねしますけれども、つまりこの法律ができて民間とそういうふうな組んで、利益を追求しだんだんと授業料、受講料と言わなければならない、上げた場合にはどうなさいですか。

○政府委員(横瀬庄次君) この構想において対象となります民間事業者は、これはスポーツ、文化

等の学習機会の提供に当たる事業者に限られるわけでございます。大規模な施設等の整備に関係するよう不動産業とかあるいは建設業、リゾート産業というようなものとは異なりまして、カルチャーセンターとか劇団とか、あるいはスイミングクラブ、パティングセンターというようなものが該当するわけでございます。したがって、ここでの生涯学習の機会の提供に当たるといいますのは、国民のそういう学習に寄与することを目的とする民間事業者が適正な料金をもって良質の学習機会の提供を目指すということを対象としていくわけでございます。

これらにつきまして、暴利のそしりを受けるといふような、国民に必要以上の高い負担を強いることがないように、国は承認あるいは承認基準の策定の段階でかわるわけでございます。

それから、構想の作成主体でございます都道府県は、計画の策定あるいは実際の運営で適正な利益をもつて良質な学習の機会の提供を図るという趣旨を徹底するわけでございます。それから基金を運営する法人を監督しているわけでございますので、その監督する権限によって大いに関与をするということになるわけでございます。

市町村も、都道府県と連携協力をし、あるいは協議を受けたらするというところで関与をするというわけで、国、都道府県、市町村がそれぞれ民間事業者の事業につきましているという関係をしていくという中で、今のような御懸念につきましてチェックしていくことができるというふうに考えておるものでございます。

○笹野貞子君 適正で内容のあるものをチェックするというのは、具体的にだれがどこでどういうふうにチェックしますか。この法律の中でどこにその条文がありますか。

○政府委員(横瀬庄次君) ただいまそのことを申し上げたつもりでございますけれども、まず国は第五条の第四項のところで承認をするということになっておりますので、ここがかかわってくる。

それから、都道府県は第五条の第一項で計画の策定をし、そして第八条のところで都道府県はその計画を実施するわけでございます。その運営のところで大いにかかわる。それから、これは第五条第二項の第四号のところで基金法人をつくるということになっておりますけれども、この基金法人の監督者は当然都道府県でございますので、都道府県がその法人を監督する権限によってかわるということでございます。

それから、市町村はこれは第五条の第三項のところで関係市町村に協議をするという規定がございますが、こういう協議を受けていくという中でかわっていく、こんなような説明を先ほど申し上げたつもりでございます。

○笹野貞子君 今の御説明を聞くと、私はこの条文を読む限りそういうふうな意味にはとれないですけれども、そういうどちらにでも解釈できるような法律というのは非常に危険だと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) 私の説明が大変滑らかじゃなくて申しわけございません。私は、今申し上げた条項の中で、制度的にもそういう不当なことが行われることについてのチェック体制というのができているというふうに理解をしております。

○笹野貞子君 いろんなことを聞きたいんですけども時間がありませんので。次に、この法律ができて民間事業者と構想をつくるというんですけれども、この生涯学習というもの文部省がやるところと民間がやるところの区別を簡単に言ってください。何をどういうふうに分担するんでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) これは生涯学習における官民の役割分担ということだと思っておりますけれども、必ずしも明確になっているわけではございませんが、民間の方は、やはり創意工夫によって国民の学習需要に敏感に適時適切に対応した多様な学習機会を提供するというところであらうと思っております。

特に国は、先ほどから申し上げておりますように、そういった国民の自発的な意思に基づいて生涯学習の動向をよく見きわめながら、生涯学習の振興にいろいろと支援をしていく、条件整備をしていくというふうなことが主な役割になっていくというふうに思います。

○笹野貞子君 今のお聞きしますと、それでは文部省は創意工夫はないわけですね。何にもなしでただ民間を監視し、つまり金は出さないけれども口は出す、こういうことですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 全く正反對でございます。先ほど申し上げましたように全く正反對でございまして、ただ私が申し上げたのは、市町村とか都道府県について言及しておりませんでしたが、市町村とかあるは都道府県がいろいろな公的な学習機会を提供する、国も国立大学を持っているわけでございますが、そういった役割をもちろん持つわけでございますが、先ほど申しましたのはそれを端的に申し上げたつもりでございます。

○笹野貞子君 今までは国がやっているいろいろな施設というのを、文部省が創意工夫をして、それでもっとよくするという発想はないんですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 国がその創意工夫を発揮するというのを否定しているわけじゃございません。もちろんそのとおりでございます。

○笹野貞子君 そして、審議会のことをお尋ねしますけれども、十四にわたる省庁にこの審議会が建議するということですね。ですから、文部省以外にこの生涯学習審議会ができたときは建議するんですけれども、今までに文部省がどこかの省に建議したことがありますか。

○政府委員(横瀬庄次君) 建議ができる審議会というのは、法律によって、あるいは政令の場合もありますけれども、法律、政令によって決まっております。文部省の場合は他の省庁に建議をするという、そういう前例が余りないように思います。あるいは正確にはあるのかもしれませんが、

私ちょっとその辺はつまびらかにしておりません。この生涯学習審議会が建議権を持つというのは、文部省の中にできる審議会としてはかなり特別なことだと思います。

○笹野貞子君 やっぱこういう重大なことは、局長、知りませんというんじゃないで、これから十四省庁にわたって建議するわけですから、今まで建議したことが通ったか通らないかということ、は、やっぱり調べておく必要があるというふうに思います。

そこで、大臣どうでしょう、この法律ができて十四省庁にわたって建議するわけですが、大臣、これ建議したら、みんなそのとおりにやってくれるというふうに自信ありますか。

○国務大臣(保利耕輔君) 生涯教育というのは、前から御答弁申し上げておりますとおり大変広範多岐にわたるものでございまして、それだけに十四省庁と関連を持つものでございます。そこで、建議の前に、生涯学習審議会の中にできるだけ十四省庁全部、どうなるかわかりませんけれども、からのいわゆる専門家に入っているだけで、そしてその中で全体の関係をどういうふうにしていくかという御議論をしていただく。御議論をしていただいただけではこれは実効が上がりませんから、御議論の出た結果というものを各省庁に建議していくというふうなことが考えられるかと思っております。

先生の御専門のいろいろな問題について、例えば厚生省との間でいろいろな話をすると、そして、こういうふうにしていくべきだというふうな結論が出たら、それはやはり厚生省にきちんとなつないでいただくということが必要だという意味でございます。

それが各省庁いろいろございまして、審議会から、そして審議会が出た結論を今度は各省庁に建議をしていくという形です。うかと思っております。

○笹野貞子君 余り一生懸命して質問の時間をオーバーして申しわけありません。

私としては、この法律を出すに当たってもそう

ですけれども、やっぱり教育というのは本来に一国に対しては重大なものですから、文部大臣、ひとつこれから国家百年の計として頑張っていたきたいということをお願いをいたしました。私の質問を終わります。

○小西博行君 昨日は四人の参考人に来ていただきました。現実にはそれぞれの担当の立場からいろいろ御意見を伺いまして、確かに局長が答弁なさるよりもかなり詳しく、しかも具体的に御話がありましたので、私自身としては理解度が相当深まったというふうに考えております。

ただ、そのときに思いましたのは、都道府県によって担当やっぱレベルが違うのかなと、しかも担当者の方がそれぞれ違いますね。生涯学校というのをもう具体的にやっておられる方もいらっしゃる。富山の人はですね。それからいわゆる教育委員会の担当の部門の方もいろいろあった。そういうことで、立場が違いますと、不安な面も相当私にはおありではないかと、そのように思いました。

当初この法案をもらったときに、その定義であるとかあるいはその具体的な中身について、もうちょっと親密な中身があったらもっとわかりやすいかなという感じで、質問の中でだんだんその定義というのは、こういう意味で具体的な定義とか理念というのは書いてないんだと、つまり地方の自主性というものを重んじているからそうなんだと、こういうようなお話がありました。そういう部分についてもかなりの面について、やっぱり親切に何か書類に出して書いての方がわかりやすいんじゃないかなというのが率直な気持ちであります。

私は、その中で、社会教育の専門の皆さん方、大変御苦労されて戦後今日までやってきたというそういう方々が、今度の生涯教育というこの法案が通りますと、自分たちの立場は一体どうなるんだらうか、うっかりすると自分たちの機能というのが抹殺されてしまうんじゃないかな、あるいはその存在感というのが非常に小さくなっていくん

じゃないか、そういうような懸念もやっぱりあるんじゃないか。

そこで、やはりこの生涯学習というのは、それ以外のいろいろな分野がこれから教育上必要になってきた、そういうことで再三にわたって答弁を願っているんですが、そういうお互いの、これは社会教育だけではなくて、既成の民間のこういう研修のセンターらしきものもたくさんあると思うんで、その辺のところを全国のいろいろな都道府県あるいは市町村、こういう単位をよく調べて、そしてそれぞれの立場でどういうような具体的なものを進めてもらいたい。もっと率直に言いますと、社会教育その他が完全にやっておられるところというのは、別にそれ以外にプラスする部分はありませんねというところもあるいはあるんじゃないかな、そういう感じがして承っておりますが、そういう考え方はどうなんでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) この法案の成立によって、従来からの社会教育が縮小するとか、あるいは疎外するというようなことは絶対にないということをお願いをしているわけでございます。生涯学習という観点から社会教育、学校教育、文化というものがそれぞれの観点で進められるということを目指す、そういう基盤について法定することをお願いしているものでございます。そういった意味で、生涯学習時代を迎えまして社会教育は教育の分野の大きな柱の一つになる、ますますそれが大きくなっていくということ、私どもも振興に努めていかなきゃならないというふうに考えております。

○小西博行君 大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(保利耕輔君) この法案は、いろいろと御答弁しておりますとおり、民間活力を生涯学習の方の分野へ入れていただくというふうな意味をもちまして、とりあえずの御提案ということで法案を出させていただいたわけでございます。したがって、今各地で行われておりますいろいろな生涯学習にまつわる教育事業等にさらに加えて、そういう学習の機会をさらに多くするという

意味でこの法案を提出させていただいておりますので、プラスアルファはありましてマイナスマルファはないというふうに私は理解をいたしております。

○小西博行君 これも大変皆さんの議論の中心になったわけですが、この法案を十分に審議する時間が欲しいというのは、これは事実だったと思います。衆議院、参議院ということですが、いつも参議院は会期末になりますとこのような状況がもう連続で続くわけでありまして、私は生涯教育というの将来にとって非常に大切だし、一発出しただけで解決という問題ではないと思っております。これから先、世の中の変動にかかわりまして、どんどん新しいものを企画していかなきゃなかなか追いつかないだろう、そのように私も思っておりますので、この期間を、法案を出すときにはもう少し事前によくちゃんとされまして、少なくとも国会の担当の委員ぐらいは十分中身を知り尽くした上での議論というのが正当なやり方ではないか、その点は私自身も大変不満なんです、その点はいかがですか。これから先はどうなんですか。

○国務大臣(保利耕輔君) 本日が百二十日の国会の最終日でございますが、国会の運営等につきましては国会の中でお決めをいただいております。したがって、私の方からこの運営の問題について申し上げられる立場ではないと私は理解をいたしておりますが、しかし御指摘のように十分な時間をとって審議をするというのが通常な姿であるという事は、私自身もそのように思っております。

○小西博行君 もう最後にいたしますが、法案というのは確かに非常に読みにくいし、そして解釈がいろいろな形でできる。これは法案の特徴だし、今局長が答えられたようなああいふ答え方で十分それは通過できるんだらうと思うんですが、しかし現実はそのようではなくて、もう少し中身を精査されて、そして皆さんが心配しているというのはここだというのは大体おわかりなんだから、そ

こだけは明確に私はすべきじゃないかと思う。それは言いまして、法案そのものですから、全部それを詳細に書くわけにはいかない、それはよくわかります。だからこそ余計に事例という形ででも具体案を出して、そしてそれを皆さんに知らしめる。

法案そのものは私も賛成だからこれは通さなきゃいかぬと思っておりますけれども、具体的にこの法案が通ったら各地域とのコミュニケーションをもっとわかりやすい言葉で私はやっていただきたい。しかもその実情というものを十分調査した上でないと非常に問題が起こるんじゃないか、せっかく今までやってくれた方々ですからね。そういう方々を十分やっぱり重んじて、その調整をうまくやってもらいたい、そのことを最後に、これは要望ですけれども、お願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(保利耕輔君) 御指摘の点についてはごもっともでございます。十分に留意して対処したいと存じます。

○委員長(柳川覺治君) 以上で本日申し出のございました質疑はすべて終了いたしました。

高崎君から発言を求められておりますので、これを許します。高崎君。

○高崎裕子君 本法案は生涯学習という教育全体にかかわる重要な内容を持っており、国民の教育を受ける権利にかかわる重大な法案です。したがって十分に慎重審議をすべきものだと考えます。しかし、この法案の審議は参考人質疑を除いてわずか二日間、時間にして九時間しか行っていない。衆議院では参考人質疑を除いて三日間、十五時間の質疑が行われていることから見て、余りにも少ない審議時間と言わざるを得ません。質疑の中で明らかにされなければならない問題もたくさん残っています。

したがって、こういう状況で審議を打ち消すことには反対の意思を表明いたします。

○委員長(柳川覺治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○会田長栄君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律に反対の立場で討論を行います。

本法律案は、国の説明にもありますように臨教審、中教審の答申を踏まえてつくられたはずであります。したがって、本法律案には、臨教審や中教審が強く指摘していた科学技術の高度化、情報化の進展、産業構造・就業構造の変化、さらには本格的高齢化社会の到来などの急激な社会変化に伴って高まっている国民の学習要求にこたえるための施策が盛り込まれなければならない。あわせて学歴偏重社会の是正、学校以外の学習成果も正當に評価される社会の建設、高齢者が豊かで充実した人生を送れる社会の建設を目指すものであったはずであります。

かかる本法案は、こうした諸課題に何らこたえることなく、単に民間活力の導入に終始しております。私は、本法案が生涯学習事業者の振興に関する法律案であるなら、事の是非は別として、それなりの体系を持つものと考えますが、本法律案が生涯学習の振興のための第一歩を踏み出すものとの国の説明に大きな疑問を抱かざるを得ないのであります。

本法律案は、当初は臨教審、中教審の答申を踏まえ、生涯学習の体系を示す法律案となるはずであったと伝え聞いております。事実、一九八八年に文部省内で作成されたと言われる法律原案は、生涯学習の定義から始まる立派なものであったと聞きます。今次の法案作成におきまして、四月十五日付で閣議決定の予定であったものは本法案よりまだましなものであります。しかるに実際に提出された本法案は、その後の十六省庁にまたがる調整と自民党内の調整の末、実に残念な姿になつてしまつたのであります。

私は、本法律案が当初に予定した生涯学習の体

系を示す法案ではなく、単なる生涯学習事業者振興法案になつてしまつた時点で、この法律案の作成は中断すべきであり、関係者は改めてさらに周到な準備と十分な努力を払い、国民の理解が得られる法案として次の機会を待つべきで、たとええるものであります。本法律案が教育を利権の果としかねない姿で提出されたことを極めて遺憾に思う次第であります。

さて、本法律案の最大の欠陥は生涯学習の定義がないこととあります。この点について文部省は、生涯学習は今や国民の常識であり、定義をするまでもないと言及されました。しかし、民主主義の社会と言われる今日ですら、民主主義の理解は国民の中でさまざまあります。まして、生涯学習の概念が国民すべてに共通であるなどと考えすることはできないのであり、そのことは本委員会における本法案の審議を通じまして明らかにしたものであると思ひます。

生涯学習は、一九六〇年代にユネスコで問題提起され、以来ユネスコ、ILO、OECDなどでさまざまに議論されてきました。この議論を通じて明らかにされてきた生涯学習の理解で最も重要な点は、どの国においても学習することは国民の権利であるという点であります。生涯にわたって学び続けることは国民の権利であり、そのための体制整備を行うことは国や自治体の責務であると思ひます。

こうした国際的な生涯学習の理解に立てば、生涯学習の振興を目的とする法律案に定める定義は明白であります。ところが国は、さきの本委員会の答弁においても国民の学習権を認めようとはしていません。国民の学習権を認めない立場からは、どうしたら国民の学習権を保障するか、すなわち働き中絶と言われる日本の勤労者に学習のゆとりを保障するか、学校五日制の時代を目前に子供たちの学習環境をどう整備するか、家庭介護で一歩も家を出られない人々の学習機会を保障するにはどうしたらよいのか、高齢者の学習意欲にどうこたえるかなど、国や自治体の責務という発想は

出てこないのではありません。

私は、生涯学習の振興を図る法律には、このように国民の学習権と国や自治体の責務を明確にすべきであると考へます。その上で、ILOの教育有給休暇の勧告の早期批准と国内法整備、勤務時間の短縮、週休二日制の定着、家庭介護の負担からの解放、学歴社会を改革するための官民の努力、とりわけ省庁の雇用政策の抜本的改革などが不可欠であると考へる次第であります。

にもかかわらず本法律案では、こうした点は労働行政や厚生行政に關して、別に講じられる施策と相まつ存在にすぎません。生涯学習の本質的な部分は完全にスポイルされてしまっているのではありません。このような法律案に生涯学習の名前を冠することは到底容認できないところであります。

次に、生涯学習と社会教育の關係についてであります。国の答弁は、生涯学習の主要な部分は学校教育、社会教育、文化であるというものであります。生涯学習がもしそういうものであるなら、その主要な部分は今日までの文部省行政でできるものということになり、改めて生涯学習を云々する必要はないものであります。

また国は、社会教育は組織された教育であり、生涯学習には学習塾の教育を除く個人レベルでの学習が含まれると答弁しています。しかし、図書館や博物館などが社会教育法に明記されているように、本来、社会教育には個人レベルの学習も含むものであります。したがって、国が従来の行政において個人レベルの学習をバックアップする体制が弱かった、今後はそうした分野も大事にしていきたいとするなら、本法律案には個人が行う自発的な学習に対して国がいかなる援助ができるのか具体的に提起されるべきであります。残念ながら、本法律案にはこのような具体的提起は全く認められません。

最後に、ユネスコは義務教育の無償提供を宣言し、中等教育の無償化を促進すべきだと勧告し、高等教育ですら無償化に向けて努力されるべきであると述べている点について言及いたします。こうした国際的な教育権保障の流れの中に生涯学習を

位置づけるなら、生涯学習も可能な限り経済的負担を負うことなく行われることが目指されねばなりません。このことは、私がさきに指摘したように、障害者の学習の保障、高齢者の学習の保障等を考へるなら、これが国や自治体の施策として無償でまたは廉価で提供されることでなければならぬのは当然のことであります。

にもかかわらず本法律案が提起しているのは民間活力の導入であります。私は民間活力を無視せよと言っているわけではありません。初め生涯学習の法律なら、まずもって国や自治体が国民に無償であるいは廉価で提供できる学習機会は何かこそが提案されるべきものであると言っているのではありません。こうしたことには全く言及されず、民間活力、民間教育事業者についての言及される法律が生涯学習の法律であるというのでは、全く残念と言わざるを得ないのであります。

最近、将来の職業や社会的身分に關し、教育コースによる再生産の構造が生まれていと言われ始めておりますが、本法案はそれを生涯学習にまで拡大することになっているのではないのでしょうか。私はそのような構造を到底容認できないものであります。

本法律案に關しては、まだまだ指摘しなければならぬ欠陥が数多くあります。このような法案は速やかに撤回し、真に国民が熱望する生涯学習振興法案が提案されるべきであります。このことを強く指摘して私の反対討論を終わります。

○田沢智治君 私は、自由民主党を代表して、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に關する法律案につきまして賛成の討論を行います。

明治五年、学制が發布され、我が国の近代的教育制度はスタートしたのであります。自來百余年、我が国は学校中心に教育制度が整備され、その拡充発展こそが我が国の経済力の伸長、文化の発展のもとになったことは何人といえども認めるところであります。

技術革新といった大きな社会変化の中にあって、二十一世紀に向けて我が国が創造的で活力ある発展を遂げにせしめていくためには、現在のよう

な学校教育中心主義では限界があることは事実であると思われまふ。すなわち、日進月歩の社会変化の中では、学校教育で得られた知識、技術といった能力は一生を通じて通用する時代ではないことは周知のとおりであります。

こうした観点から、国民のニーズにこたえて学習の機会を生涯にわたって保障することは重要なことであり、生涯学習の推進体制を整備する本法律案を成立させることが時宜に適した適切な措置であると確信するものであります。

以下、法案に即して基本的な賛成の理由を申し述べたいと思ひます。

まず、生涯学習の振興で最も重要な視点は、学習者の自発性・自主性を尊重すること、ニーズに即した多様な学習機会を提供することの二点に尽きると思ひます。まず、学習者の自発性・自主性の尊重については、本法案は、第二条においてその原則を明確に規定するとともに、生涯学習に關するソフト面、すなわち学習の中心については何らの規定を設けず、都道府県や市町村の自主性を尊重する仕組みをとっているものであります。

また、国民の学習需要に応じた多様な学習機会の確保については、民間活力の導入を図ることとしております。現在のようにカルチャーセンターを初めとして多種多様な教育内容が民間事業者によって提供されている実態を考へると、地方公共団体のみでは提供できない分野も、民間の創意工夫によって学習機会の拡充強化に大いに資すると思ひのであります。

最後に、生涯学習社会を今後拡充整備していくためには、従来の学校教育、社会教育あるいは他省庁關係の職業能力の開発向上施策、社会福祉の観点からの施策との連携協力の推進、生涯学習振興のための大幅な予算の拡充等が不可欠であります。本法律案に対する国民の熱い期待にこたえるためにも、以上の諸点について多大の努力を政府

に要望して賛成討論といたします。

○高崎裕子君 私は、日本共産党を代表し、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に關する法律案に反対の立場から討論を行います。

本法案に反対する理由の第一は、学習推進体制の中央集権化が図られており、国民の学習活動が上から統制される懸念があることです。

本法案では、生涯学習施策について国が望ましい基準や承認基準など基本的政策方針を決め、それに沿って都道府県中心で施策が展開されることになっております。特に基本構想については都道府県が作成しますが、文部大臣、通産大臣が承認権を持っています。承認するときあるいは承認基準を決めるときには、生涯学習審議会や産業構造審議会あるいは関係行政機関の意見を踏まえる仕組みとなっています。これでは、学習の内容や方法までが国、都道府県の意向に左右されることとなります。

現行社会教育法では行政のかかわりは住民に最も身近な市町村が中心となる市町村主義がとられ、住民参加の制度もあります。しかし、本法案ではこの市町村主義から国、都道府県主導の推進体制へと大きく転換し、住民参加の保障は規定されていません。また、基本構想の作成主体も都道府県であり、教育行政の一般行政からの独立性も、法律上確保されていません。このように本法案は、不当な支配を禁じ国民の学習活動に対するノーコントロールを原則とした教育基本法、社会教育法の精神の空洞化に通じるものです。政府与党の自民党幹事長と四役が、教育における国の指導権強化を重要課題として打ち出したことも、その懸念を裏付けています。

この法案に反対する第二の理由は、民活導入を基本とする施策の中で、行政による条件整備責任など公共的役割の後退を招く危険です。本法案では地域生涯学習振興基本構想について、民間事業者の能力活用を前提条件としています。国民の学習権を保障するための条件整備などで行政が果たすべき公的責任は全くうたわれていません。臨調行革の民活路線が公共的役割の切り

捨てて一体であったように、これは、国、地方公共団体が果たすべき公的役割を民間産業が行う営利事業に肩がわりさせるものです。

文部大臣とともに通産大臣が基本構想の承認権を持ち、産業構造審議会の意見を聞かなければならないという仕組みなどは、教育施策というよりむしろ産業政策、地域活性化政策という性格を示しています。国民の学習要求をいばもうけの対象と見ている点で教育基本法の精神とも相入れないものです。こうした中で民活導入を立法上義務化するとは、学習に関する国民の意向よりは民間産業の要求が優先される結果を招きかねません。また、特定地区を指定して施策を集中するやり方では、いつでもどこでも気軽に学習に励みたい、こういう国民の切実な要求にあまねくこたえることはできません。

反対の第三の理由は、以上指摘した問題点の根本をなす問題ですが、国民の生涯にわたる学習権を保障する上で、どういう理念に立ち、どういう基本方針で臨むべきかが全く欠落していることです。

生涯学習という概念に関する初めての立法化であるにもかかわらず、そこに生涯学習の理念も定義も明記されていません。その結果、行政による恣意的解釈と運用を許すものとなっていることは極めて重大です。政府は本法案の背景に教育基本法があると繰り返し答弁をしましたが、さきに見たように本法案の内容はその精神に背くものです。本法案によって教育基本法の原則から逸脱した教育行政の変質、再編が進められる危惧をぬぐえません。

以上の理由から、本法案は廃案に付されるべきものであることを表明して、私の討論を終わります。

○委員長(柳川覺治君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳川覺治君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

高木君から発言を求められておりますので、これを許します。高木君。

○高木健太郎君 私、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行うべきである。

一 生涯学習体系への整備については、教育基本法の精神にのっとり行うものであり、当法律のみによって達成されるものではなく、政府は今後とも社会の進展を配慮して、生涯学習を振興するための基本的な法整備に努めること。

二 政府は、国民の自発的な学習に資するため、各省庁の協力が不可欠であることにかんがみ、各省庁の生涯学習にかかわる事業については、十分な連携・協力を図り、効率的に推進できるようにすること。

三 勤労者を中心に要求の高い職業能力の開発及び向上にかかわる施策の充実については、高等教育の一層の開放を図ることが不可欠であり、その期待にこたえるように努力すること。

また、有給教育・訓練休暇制度の一層の拡充を図り、法的な整備に努力するとともに、女性の学習機会の増大のための措置を講ずること。

四 生涯学習社会への移行を図るため、学校教育において、自主的に学習する態度を育成することができるよう教育課程の改善に努めること。

五 学習の成果を評価することについては、国及び都道府県は、学歴偏重の弊害を改める立場からの検討を行うこと。

六 民間教育事業の活用については、その創意工夫を生かすよう留意する一方、利益追求の弊害が生じないようにするとともに、学習者の経済的負担が増すことのないように配慮すること。

七 地域生涯学習振興基本構想の策定に当たっては、教育委員会と知事部局との関係を定めた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨にのっとり行うこと。

八 地域生涯学習振興基本構想に該当しない地域、特に過疎地域に対する生涯学習の機会の提供については十分留意し、その振興を図ること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(柳川覺治君) ただいま高木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳川覺治君) 多数と認めます。よって、高木君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、保利文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。保利文部大臣。

○國務大臣(保利耕輔君) 法案を御可決いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(柳川覺治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳川覺治君) これより請願の審査を行います。

第四七号高校四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願外二百六十九件を議題といたします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(柳川覺治君) 速記を起こしてください。

それでは、第二一一号過疎地域私立高等学校に對する特別補助の継続及び充実に關する請願外五件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第四七号高校四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願外二百六十三件は保留と決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳川覺治君) 学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案の継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳川覺治君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化及び学術に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳川覺治君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

暫時休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後二時十六分開会

○委員長(下稲葉耕吉君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。私、このたび文教委員長に選任されました下稲葉耕吉でございます。

国政の基本でございます教育並びに学術、文化を担当する当委員会の使命は極めて重く、委員長としてその職責の重大さを痛感している次第でございます。皆様方の御指導、御鞭撻を賜りまして、公正かつ円満な運営を行ってまいりたいと思っております。

何とぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○委員長(下稲葉耕吉君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、石井一二君及び狩野明男君が委員を辞任され、その補欠として私、下稲葉耕吉及び仲川幸男君が選任されました。

○委員長(下稲葉耕吉君) 柳川前委員長から発言を求められておりますので、これを許します。柳川君。

○柳川覺治君 一言ごあいさつを申し上げます。委員長在任中はおかげをもちまして大過なくその職責を果たすことができました。ひとえに皆様方の御指導、御協力に対して心からの感謝を申し上げる次第でございます。

そしてなお、今後も当委員会に残させていただくことになりました。引き続き御指導を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(下稲葉耕吉君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

田沢智治君及び山本正和君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さ

それでは、理事に柳川覺治君、小林正君を指名いたします。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十分散会

〔参照〕

文教委員会付託請願中採択一覧表(六件)

第二一〇号 過疎地域私立高等学校に対する特別補助の継続及び充実に関する請願

第二一一号 義務教育費国庫負担制度の堅持、教職員定数改善計画の計画完成年度完結に関する請願

第二一二号 私学助成の充実に関する請願

第二一三号 私学助成の充実に関する請願

第二一四号、第二一七号、第二二〇号 私学助成の拡充強化に関する請願

平成二年七月十八日印刷

平成二年七月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E